



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年3月28日金曜日 第2557号外1

◇ 目 次 ◇

愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例..... (人事課) 1
 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例..... (") 2
 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例..... (") 7
 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例..... (市町振興課)10
 愛媛県手数料条例等の一部を改正する条例..... (財政課)10
 災害に強い愛媛づくり基金条例..... (")49
 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 (行革分権課)50
 愛媛県国民体育大会開催基金条例の一部を改正する条例..... (国体総務企画課)55
 愛媛県執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例..... (人権対策課)55
 愛媛県東日本大震災被災者等支援基金条例を廃止する条例..... (保健福祉課)56
 愛媛県民生委員定数条例..... (")56
 愛媛県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例..... (")57
 愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例..... (保健福祉課医療保険室)57
 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例..... (医療対策課)57
 愛媛県手数料条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例..... (薬務衛生課)58
 愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例..... (障害福祉課)59
 愛媛県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例..... (長寿介護課)88
 愛媛県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例..... (")88
 愛媛県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例..... (")89
 愛媛県漁業取締船代船建造基金条例..... (水産課)94
 県立学校における授業料その他の費用の徴収条例及び県立高等学校における通信教育入学料及び聴講料の徴収条例の一部を改正する条例
 (高校教育課)94
 愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例..... (")96
 愛媛県警察職員賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例..... (警察本部監察官室)96
 愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例..... (警察本部交通指導課)97
 愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例..... (公営企業管理局総務課)98
 愛媛県家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推進条例..... (財政課)98
 愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例..... (")99
 愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例..... (") 100

条 例

○愛媛県条例第5号

愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年3月28日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例

愛媛県行政組織条例（平成7年愛媛県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、知事の直近下位の内部組織である部及び局について必要な事項を定めるものとする。 (部及び局の設置)	(趣旨) 第1条 この条例は、知事の直近下位の内部組織である部 _____ について必要な事項を定めるものとする。 (部 _____ の設置)

第2条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び局を置く。

- 1 総務部
 - (1)～(4) 省略
 - (5) 条例等に関する事項その他他の部及び局の主管に属しない事項
- 2 企画振興部
 - (1)～(4) 省略
 - (5) 文化及びスポーツの振興に関する事項（他局の主管に属するものを除く。）
- 3～7 省略
- 8 えひめ国体推進局
 - (1) 第72回国民体育大会に関する事項
 - (2) 第17回全国障害者スポーツ大会に関する事項

第2条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部 _____ を置く。

- 1 総務部
 - (1)～(4) 省略
 - (5) 条例等に関する事項その他他部 _____の主管に属しない事項
- 2 企画振興部
 - (1)～(4) 省略
 - (5) 文化及びスポーツの振興に関する事項 _____
- 3～7 省略

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第6号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（給料）</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第11条の3第1項及び第2項に規定する手当を含む。第18条において同じ。）、へき地手当（第11条の3第3項に規定する手当を含む。第18条、附則第15項第3号及び附則第17項において同じ。）、超過勤務手当、夜勤手当、宿直手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、休日給、管理職手当、初任給調整手当、農林漁業普及指導手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>（勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第18条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びに給料及び管理職手当の月額に対する地域手当、給料の月額に対する特地勤務手当及びへき地手当並びに管理職手当、初任給調整手当及び農林漁業普及指導手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>附 則</p> <p>15 当分の間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項</p>	<p>（給料）</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第11条の3第1項及び第2項に規定する手当を含む。_____）、へき地手当（同条第3項 _____に規定する手当を含む。_____）、超過勤務手当、夜勤手当、宿直手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、休日給、管理職手当、初任給調整手当、農林漁業普及指導手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>（勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第18条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれ _____に対する地域手当 _____の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの _____で除して得た額とする。</p> <p>附 則</p> <p>15 当分の間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項</p>

及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)・(2) 省略

(3) へき地手当 _____
へき地教育振興法に規定する教員の例により算出した額

(4)~(7) 省略

省略

17 附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第12条、第14条から第16条まで及び第21条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第18条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額並びにこれに対する地域手当及びへき地手当並びに農林漁業普及指導手当(以下「地域手当等」という。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当等の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)・(2) 省略

(3) へき地手当(第11条の3第3項の規定による手当を含む。)
へき地教育振興法に規定する教員の例により算出した額

(4)~(7) 省略

省略

17 附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第12条、第14条から第16条まで及び第21条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第18条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及び _____ これに対する地域手当 _____ の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの _____ で除して得た額に100分の1を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当 _____ の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの _____ で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

(教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当(第12条の3に規定する手当を含む。<u>第18条及び附則第15項において同じ。</u>)、特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。<u>第18条において同じ。</u>)、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、定時制通信教育手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第18条 教育職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対するへき地手当及び特勤勤務手当並びに管理職手当、定時制通信教育手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び産業教育手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除した額とする。</p> <p>附 則</p> <p>15 附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される教育職員についての第13条及び第20条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第18条の規定にかかわらず、同条の規定により算出し</p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当(第12条の3に規定する手当を含む。 _____)、特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。 _____)、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、定時制通信教育手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第18条 教育職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額 _____ に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの _____ で除した額とする。</p> <p>附 則</p> <p>15 附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される教育職員についての第13条及び第20条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第18条の規定にかかわらず、同条の規定により算出し</p>

た給与額から、給料月額並びにこれに対するへき地手当及び定時制通信教育手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額並びにこれに対するへき地手当及び定時制通信教育手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

た給与額から、給料月額_____に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの_____で除して得た額に100分の1を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額_____に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの_____で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭27年愛媛県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 加給の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第6条の2第2項に規定する手当を含む。第7条及び第15条の4において同じ。）、超過勤務手当、夜勤手当、宿直手当、日直手当、休日給、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>（給与の減額）</p> <p>第7条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する地域手当及び特地勤務手当の月額の合計額を減額した給与を支給する。</p> <p>2 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する地域手当及び特地勤務手当の月額の合計額を減額した給与を支給する。</p> <p>3 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭59年愛媛県条例第1号）第2条第1項に規定する定年退職日をいう。）から5年さかのぼつた日後の日で当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する地域手当及び特地勤務手当並びに知事が定める手当の月額の合計額を減額した給与を支給する。</p> <p>（無給休暇の許可を受けた職員の給与）</p> <p>第15条の4 職員が無給休暇の許可を受けたときは、第7条第1項の規定にかかわらず、その無給休暇の期間の勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する地域手当及び特地勤務手当の月額の合計額を減額した給与を支給する。</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 加給の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第6条の2第2項に規定する手当を含む。_____）、超過勤務手当、夜勤手当、宿直手当、日直手当、休日給、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>（給与の減額）</p> <p>第7条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額及び_____これに対する地域手当_____の月額の合計額を減額した給与を支給する。</p> <p>2 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額及び_____これに対する地域手当_____の月額の合計額を減額した給与を支給する。</p> <p>3 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭59年愛媛県条例第1号）第2条第1項に規定する定年退職日をいう。）から5年さかのぼつた日後の日で当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する地域手当及び_____知事が定める手当の月額の合計額を減額した給与を支給する。</p> <p>（無給休暇の許可を受けた職員の給与）</p> <p>第15条の4 職員が無給休暇の許可を受けたときは、第7条第1項の規定にかかわらず、その無給休暇の期間の勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額及び_____これに対する地域手当_____の月額の合計額を減額した給与を支給する。</p>

(愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の減額)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 職員が修学部分休業(当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は高齢者部分休業(当該職員が当該職員に係る定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第1号)第2条第1項に規定する定年退職日をいう。)から5年さかのぼった日後の日で当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの<u>給与額</u> _____ を減額した給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 職員が修学部分休業(当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は高齢者部分休業(当該職員が当該職員に係る定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第1号)第2条第1項に規定する定年退職日をいう。)から5年さかのぼった日後の日で当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの<u>給料の月額並びにこれに対する地域手当並びに管理職手当及び初任給調整手当並びに管理者が定める手当の月額の合計額</u>を減額した給与を支給する。</p>

(教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第5条 教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)</p> <p>第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 給与条例(第12条の2から第12条の4まで、第17条の4、<u>第18条、第19条、第19条の4及び第20条の規定に限る。</u>)</p> <p>(3)~(6) 省略</p>	<p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)</p> <p>第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 給与条例(第12条の2から第12条の4まで、第17条の4 _____、第19条、第19条の4及び第20条の規定に限る。)</p> <p>(3)~(6) 省略</p>

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第6条 職員の修学部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(修学部分休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。)第12条の規定又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。)第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、<u>職員給与条例第18条又は教育職員給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額</u> _____ を減額した給与を支給する。</p>	<p>(修学部分休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。)第12条の規定又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。)第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、<u>給料の月額(給料の調整額及び教職調整額を含む。)</u>並びにこれに対する<u>地域手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに管理職手当、義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額</u>を減額した給与を支給する。</p>

2 省略

附 則

2 職員給与と条例附則第15項又は教育職員給与と条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給与額」とあるのは、「給与額から、当該職員の給料月額（当該職員が職員給与と条例第13条本文又は教育職員給与と条例第14条本文の規定の適用を受ける者である場合にあっては、これらの規定により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。）並びにこれに対する地域手当及びへき地手当並びに定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当（以下「地域手当等」という。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1を乗じて得た額（当該職員の給料月額に100分の99を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額（当該職員が職員給与と条例第13条本文又は教育職員給与と条例第14条本文の規定の適用を受ける者である場合（当該職員が職員給与と条例第4条第12項に規定する育児短時間勤務職員等又は教育職員給与と条例第8条に規定する育児短時間勤務教育職員等である場合を除く。）にあっては当該最低の号給の給料月額からその半額を減じた額とし、当該職員が同項に規定する育児短時間勤務職員等又は教育職員給与と条例第8条に規定する育児短時間勤務教育職員等である場合にあっては当該最低の号給の給料月額にこれらの規定に規定する算出率を乗じて得た額（当該職員が職員給与と条例第13条本文又は教育職員給与と条例第14条本文の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該額からその半額を減じた額）とする。以下同じ。）に達しない場合にあっては、当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額及びこれに対する地域手当等 _____ の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額」とする。

2 省略

附 則

2 職員給与と条例附則第15項又は教育職員給与と条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額から、当該職員の給料月額（当該職員が職員給与と条例第13条本文又は教育職員給与と条例第14条本文の規定の適用を受ける者である場合にあっては、これらの規定により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。）並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当 _____ 及び農林漁業普及指導手当 _____ の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの _____ で除して得た額に100分の1を乗じて得た額（当該職員の給料月額に100分の99を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額（当該職員が職員給与と条例第13条本文又は教育職員給与と条例第14条本文の規定の適用を受ける者である場合（当該職員が職員給与と条例第4条第12項に規定する育児短時間勤務職員等又は教育職員給与と条例第8条に規定する育児短時間勤務教育職員等である場合を除く。）にあっては当該最低の号給の給料月額からその半額を減じた額とし、当該職員が同項に規定する育児短時間勤務職員等又は教育職員給与と条例第8条に規定する育児短時間勤務教育職員等である場合にあっては当該最低の号給の給料月額にこれらの規定に規定する算出率を乗じて得た額（当該職員が職員給与と条例第13条本文又は教育職員給与と条例第14条本文の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該額からその半額を減じた額）とする。以下同じ。）に達しない場合にあっては、当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの _____ で除して得た額）に相当する額を減じた額」とする。

（職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

第7条 職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（高齢者部分休業の承認を受けた職員の給与）</p> <p>第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与と条例」という。）第12条の規定又は教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与と条例」という。）第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員給与と条例第18条又は教育職員給与と条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額 _____ を減額した給与を支給する。</p>	<p>（高齢者部分休業の承認を受けた職員の給与）</p> <p>第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与と条例」という。）第12条の規定又は教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与と条例」という。）第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに管理職手当、義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。</p>
2 省略	2 省略

附 則

2 職員給与と条例附則第15項又は教育職員給与と条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給与額」とあるのは、「給与額から、当該職員の給料月額（当該職員が職員給与と条例第13条本文又は教育職員給与と条例第14条本文の規定の適用を受ける者である場合にあっては、これらの規定により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。）並びにこれに対する地域手当及びへき地手当並びに定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当（以下「地域手当等」という。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1を乗じて得た額（当該職員の給料月額に100分の99を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額（当該職員が職員給与と条例第13条本文又は教育職員給与と条例第14条本文の規定の適用を受ける者である場合（当該職員が職員給与と条例第4条第12項に規定する育児短時間勤務職員等又は教育職員給与と条例第8条に規定する育児短時間勤務教育職員等である場合を除く。）にあっては当該最低の号給の給料月額からその半額を減じた額とし、当該職員が同項に規定する育児短時間勤務職員等又は教育職員給与と条例第8条に規定する育児短時間勤務教育職員等である場合にあっては当該最低の号給の給料月額にこれらの規定に規定する算出率を乗じて得た額（当該職員が職員給与と条例第13条本文又は教育職員給与と条例第14条本文の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該額からその半額を減じた額）とする。以下同じ。）に達しない場合にあっては、当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額及びこれに対する地域手当等 _____ の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額」とする。

附 則

2 職員給与と条例附則第15項又は教育職員給与と条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額から、当該職員の給料月額（当該職員が職員給与と条例第13条本文又は教育職員給与と条例第14条本文の規定の適用を受ける者である場合にあっては、これらの規定により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。）並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当 _____ 及び農林漁業普及指導手当 _____ の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの _____ で除して得た額に100分の1を乗じて得た額（当該職員の給料月額に100分の99を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額（当該職員が職員給与と条例第13条本文又は教育職員給与と条例第14条本文の規定の適用を受ける者である場合（当該職員が職員給与と条例第4条第12項に規定する育児短時間勤務職員等又は教育職員給与と条例第8条に規定する育児短時間勤務教育職員等である場合を除く。）にあっては当該最低の号給の給料月額からその半額を減じた額とし、当該職員が同項に規定する育児短時間勤務職員等又は教育職員給与と条例第8条に規定する育児短時間勤務教育職員等である場合にあっては当該最低の号給の給料月額にこれらの規定に規定する算出率を乗じて得た額（当該職員が職員給与と条例第13条本文又は教育職員給与と条例第14条本文の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該額からその半額を減じた額）とする。以下同じ。）に達しない場合にあっては、当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの _____ で除して得た額）に相当する額を減じた額」とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第7号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年3月28日

愛媛県知事 中村時広

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>知事等の給与の特例に関する条例 （趣旨） 第1条 この条例は _____、知事等の給料及び期末手当 _____ を減額</p>	<p>知事等及び職員の給与の特例に関する条例 （趣旨） 第1条 この条例は、<u>県の財政事情を踏まえ</u>、知事等の給料及び期末手当並びに職員の給料、管理職手当及び地域手当その他の給与（給料月額を算出の基礎とするもの（期末手当、勤勉手当及び退職手当を除く。）に限る。以下「地域手当等」という。）を減額</p>

するため、知事等の給料月額 _____ について、特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号。以下「特別職給与条例」という。）及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例（昭和31年愛媛県条例第52号。以下「教育長給与条例」という。） _____

_____ の特例を定めるものとする。

（知事、副知事、管理者及び常勤の監査委員の給与の特例）

第2条 知事、副知事、管理者及び常勤の監査委員の給料月額は、特別職給与条例別表第1の規定にかかわらず、同表給料月額の欄に掲げる額から、当該額に、次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、それぞれ同欄に掲げる額とする。

- (1) 知事 100分の25
- (2) 副知事 100分の15
- (3) 管理者及び常勤の監査委員 100分の12

（教育長の給与の特例）

第3条 教育長の給料月額は、教育長給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から、当該額に100分の12を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められた額とする。

するため、これらの者の給料月額等について、特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号。以下「特別職給与条例」という。）、教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例（昭和31年愛媛県条例第52号。以下「教育長給与条例」という。）、職員給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）、教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号。以下「任期付研究員条例」という。）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）その他の給与に関する条例の特例を定めるものとする。

（知事、副知事、管理者及び常勤の監査委員の給与の特例）

第2条 知事、副知事、管理者及び常勤の監査委員の給料月額は、特別職給与条例別表第1の規定にかかわらず、同表給料月額の欄に掲げる額から、当該額に、次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、それぞれ同欄に掲げる額とする。

- (1) 知事 100分の30
- (2) 副知事 100分の20
- (3) 管理者及び常勤の監査委員 100分の17

（教育長の給与の特例）

第3条 教育長の給料月額は、教育長給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から、当該額に100分の17を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められた額とする。

（職員の給与の特例）

第4条 職員給与条例、教育職員給与条例、任期付研究員条例又は任期付職員条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給料月額は、職員給与条例第3条から第4条の2までの規定、教育職員給与条例第4条から第8条までの規定、任期付研究員条例第5条の規定及び任期付職員条例第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（職員給与条例附則第15項又は教育職員給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下「特定職員」という。）にあっては、当該額から職員給与条例附則第15項第1号又は教育職員給与条例附則第13項第1号に定める額を減じて得た額）から、当該額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額、期末手当及び勤勉手当（これらの額の算出の基礎となる場合における地域手当及び教職調整額を含む。）並びに退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

- (1) 職員給与条例第19条第5項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員として期末手当の加算を受けべき職にある職員 100分の9.77
- (2) 職員給与条例第18条の2第1項の規定又は教育職員給与条例第17条の3第1項の規定により管理職手当の支給を受けべき職にある職員（前号に掲げる職員を除く。）、任期付研究員条

例第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（その号給が3号給であるものに限る。）及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（その号給が3号給又は4号給であるものに限る。） 100分の7.77

(3) 職員給与条例第19条第5項の規定又は教育職員給与条例第19条第5項の規定により期末手当の加算を受けるべき職にある職員（前2号に掲げる職員を除く。） 100分の6.77

(4) 前3号に掲げる職員以外の職員 100分の3.77

2 特定職員の次に掲げる給料月額に関する前項の規定の適用については、同項中「定められた額（職員給与条例附則第15項又は教育職員給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下「特定職員」という。）にあつては、当該額から職員給与条例附則第15項第1号又は教育職員給与条例附則第13項第1号に定める額を減じて得た額）」とあるのは、「定められた額」とする。

(1) 地域手当等の額の算出の基礎となる給料月額

(2) 職員給与条例第12条及び第21条の2、教育職員給与条例第13条及び第20条の2並びに職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）附則第4項の規定により読み替えて適用される同条例第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額

(3) 職員の修学部分休業に関する条例（平成17年愛媛県条例第2号）附則第2項の規定により読み替えて適用される同条例第3条第1項及び職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年愛媛県条例第3号）附則第2項の規定により読み替えて適用される同条例第3条第1項の規定により減額する給与の額の算出の基礎となる給料月額

3 次の各号に掲げる職員については、当該各号に定める規定は、適用しない。

(1) 職員給与条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員 同項第1号及び第7号アからウまで（同項第1号に定める額に係る部分に限る。）

(2) 教育職員給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員 同項第1号、第6号ア及びイ（同項第1号に定める額に係る部分に限る。）並びに同号ウ

4 職員の給料の調整額の額は、職員給与条例第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から、当該額に、第1項各号に掲げる職員の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び勤勉手当（これらの額の算出の基礎となる場合における地域手当を含む。）並びに退職手当の額の算出の基礎となる給料の調整額については、この限りでない。

5 職員の管理職手当の月額、職員給与条例第18条の2第2項の規定及び教育職員給与条例第17条の3第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

附 則

（この条例の失効）

2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

（この条例の失効）

2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第 8 号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年愛媛県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第 3（第 5 条関係）		別表第 3（第 5 条関係）	
知事以外の 執行機関	事 務	知事以外の 執行機関	事 務
監査委員	省略	監査委員	省略
公安委員会	<u>道路交通法(昭和35年法律第105号)による放置違反金の納付命令又は徴収(当該放置違反金に係る延滞金及び手数料の徴収を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの</u>		

附 則

この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第 9 号

愛媛県手数料条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例等の一部を改正する条例

（愛媛県手数料条例の一部改正）

第 1 条 愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（指定試験機関等への納入） 第 7 条 法律の規定に基づき知事が別表 1 の表20の項、26の項、35の項、51の項、52の項若しくは84の項、別表 2 の表 1 の項、 <u>1 の 2 の項</u> 、104の 2 の項から 104の 4 の項まで、104の 8 の項若しくは104の10の項、別表 5 の表 7 の項、47の項から 49の項まで若しくは64の項又は別表 6 の表16の項若しくは32の項に掲げる事務を行わせることとした者（以下「指定試験機関等」という。）が行う当該各項に規定する試験、分析、研修、登録又は交付（以下「試験等」という。）を受けようとする者は、当該各項に定める手数料を当該試験等を行う指定試験機関等に納入しなければならない。この場合において、第 3 条から前条までの規定は適用せず、手数料の納入の方法その他手数料の納入に関し必要な事項は、当該指定試験機関等の定めるところによる。 2・3 省略	（指定試験機関等への納入） 第 7 条 法律の規定に基づき知事が別表 1 の表20の項、26の項、35の項、51の項、52の項若しくは84の項、別表 2 の表 1 の項____、104の 2 の項から 104の 4 の項まで、104の 8 の項若しくは104の10の項、別表 5 の表 7 の項、47の項から 49の項まで若しくは64の項又は別表 6 の表16の項若しくは32の項に掲げる事務を行わせることとした者（以下「指定試験機関等」という。）が行う当該各項に規定する試験、分析、研修、登録又は交付（以下「試験等」という。）を受けようとする者は、当該各項に定める手数料を当該試験等を行う指定試験機関等に納入しなければならない。この場合において、第 3 条から前条までの規定は適用せず、手数料の納入の方法その他手数料の納入に関し必要な事項は、当該指定試験機関等の定めるところによる。 2・3 省略

別表（第2条、第3条、第7条関係）

- 1 省略
- 2 保健福祉関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1 省略		
1の2 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第21条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	保育士試験免除申請手数料	2,400円
1の3 省略		
1の4 児童福祉法施行令第17条第1項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付	省略	
1の5 省略		
1の6 省略		
2～7の3 省略		
7の4 温泉法第7条の2第1項の規定に基づく掘削のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	掘削のための施設等変更許可申請手数料	24,100円
8～8の3 省略		
8の4 温泉法第11条第2項において準用する同法第7条の2第1項の規定に基づく増掘のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	増掘のための施設等変更許可申請手数料	24,100円

別表（第2条、第3条、第7条関係）

- 1 省略
- 2 保健福祉関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1 省略		
1の2 省略		
1の3 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第17条第1項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付	省略	
1の4 省略		
1の5 省略		
2～7の3 省略		
7の4 温泉法第7条の2第1項の規定に基づく掘削のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	掘削のための施設等変更許可申請手数料	24,000円
8～8の3 省略		
8の4 温泉法第11条第2項において準用する同法第7条の2第1項の規定に基づく増掘のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	増掘のための施設等変更許可申請手数料	24,000円

8の5 温泉法 第14条の2第 1項の規定に 基づく温泉の 採取の許可の 申請に対する 審査	温泉採 取許可 申請手 数料	<u>35,100円</u>	8の5 温泉法 第14条の2第 1項の規定に 基づく温泉の 採取の許可の 申請に対する 審査	温泉採 取許可 申請手 数料	<u>35,000円</u>
8の6～8の8 省略			8の6～8の8 省略		
8の9 温泉法 第14条の7第 1項の規定に 基づく温泉の 採取のための 施設等の変更 の許可の申請 に対する審査	温泉採 取のた めの施 設等変 更許可 申請手 数料	<u>24,100円</u>	8の9 温泉法 第14条の7第 1項の規定に 基づく温泉の 採取のための 施設等の変更 の許可の申請 に対する審査	温泉採 取のた めの施 設等変 更許可 申請手 数料	<u>24,000円</u>
9～9の3 省 略			9～9の3 省 略		
9の4 温泉法 第19条第1項 の規定に基づ く温泉成分分 析機関の登録 の申請に対す る審査	温泉成 分分析 機関登 録申請 手数料	<u>50,200円</u>	9の4 温泉法 第19条第1項 の規定に基づ く温泉成分分 析機関の登録 の申請に対す る審査	温泉成 分分析 機関登 録申請 手数料	<u>50,000円</u>
10～28 省略			10～28 省略		
29 クリーニン グ業法第7条 第1項の規定 に基づくクリ ーニング師試 験の実施	クリー ニング 師試験 手数料	<u>8,100円</u>	29 クリーニン グ業法第7条 第1項の規定 に基づくクリ ーニング師試 験の実施	クリー ニング 師試験 手数料	<u>8,000円</u>
30～34 省略			30～34 省略		
35 毒物及び劇 物取締法施行 令第36条の7 第1項第1号 の規定に基づ く毒物及び劇 物取締法第4 条第1項に規 定する毒物又 は劇物の製造 業又は輸入業 の登録の申請 に対する審査	毒物又 は劇物 の製造 業又は 輸入業 の登録 申請手 数料	<u>28,700円</u>	35 毒物及び劇 物取締法施行 令第36条の7 第1項第1号 の規定に基づ く毒物及び劇 物取締法第4 条第1項に規 定する毒物又 は劇物の製造 業又は輸入業 の登録の申請 に対する審査	毒物又 は劇物 の製造 業又は 輸入業 の登録 申請手 数料	<u>28,500円</u>
36 省略			36 省略		
37 毒物及び劇 物取締法施行	毒物又 は劇物	<u>10,700円</u>	37 毒物及び劇 物取締法施行	毒物又 は劇物	<u>10,600円</u>

<p>令第36条の7 第1項第1号 の規定に基づ く毒物及び劇 物取締法第4 条第4項に規 定する毒物又 は劇物の製造 業又は輸入業 の登録の更新 の申請に対す る審査</p>	<p>の製造 業又は 輸入業 の登録 更新申 請手数 料</p>		<p>令第36条の7 第1項第1号 の規定に基づ く毒物及び劇 物取締法第4 条第4項に規 定する毒物又 は劇物の製造 業又は輸入業 の登録の更新 の申請に対す る審査</p>	<p>の製造 業又は 輸入業 の登録 更新申 請手数 料</p>	
<p>38～71 省略</p>			<p>38～71 省略</p>		
<p>72 薬事法（昭 和35年法律第 145号）第4 条第1項の規 定に基づく薬 局開設の許可 の申請に対す る審査</p>	<p>薬局開 設許可 申請手 数料</p>	<p>30,200円</p>	<p>72 薬事法（昭 和35年法律第 145号）第4 条第1項の規 定に基づく薬 局開設の許可 の申請に対す る審査</p>	<p>薬局開 設許可 申請手 数料</p>	<p>30,100円</p>
<p>73 省略</p>			<p>73 省略</p>		
<p>73の2 薬事法 第12条第1項 の規定に基づ く医薬品、医 薬部外品、化 粧品又は医療 機器（以下こ の項から73の 6の項までに おいて「医薬 品等」という 。）の製造 販売業の許可 の申請に対す る審査</p>	<p>医薬品 等製造 販売業 許可申 請手数 料</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医薬品製造販売業許可 <u>151,000円</u> (2) 第二種医薬品製造販売業許可 ((3)に掲げるものを除く。73の3の項において同じ。) <u>133,500円</u> (3) 省略 (4) 医薬部外品製造販売業許可 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合 <u>133,500円</u> イ 省略 (5) 省略 (6) 第一種医療機器製造販売業許可 <u>151,000円</u> (7) 第二種医療機器製造販売業許可 <u>133,500円</u> (8) 省略</p>	<p>73の2 薬事法 第12条第1項 の規定に基づ く医薬品、医 薬部外品、化 粧品又は医療 機器（以下こ の項から73の 6の項までに おいて「医薬 品等」という 。）の製造 販売業の許可 の申請に対す る審査</p>	<p>医薬品 等製造 販売業 許可申 請手数 料</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医薬品製造販売業許可 <u>150,900円</u> (2) 第二種医薬品製造販売業許可 ((3)に掲げるものを除く。73の3の項において同じ。) <u>133,400円</u> (3) 省略 (4) 医薬部外品製造販売業許可 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合 <u>133,400円</u> イ 省略 (5) 省略 (6) 第一種医療機器製造販売業許可 <u>150,900円</u> (7) 第二種医療機器製造販売業許可 <u>133,400円</u> (8) 省略</p>
<p>73の3 薬事法 第12条第2項 の規定に基づ</p>	<p>医薬品 等製造 販売業</p>	<p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 省略</p>	<p>73の3 薬事法 第12条第2項 の規定に基づ</p>	<p>医薬品 等製造 販売業</p>	<p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 省略</p>

<p>く医薬品等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>許可更新申請手数料</p>	<p>(2) 第二種医薬品製造販売業許可の更新 <u>120,300円</u> (3) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可の更新 <u>4,100円</u> (4) 医薬部外品製造販売業許可の更新 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 薬事法施行令第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合 <u>120,300円</u> イ 省略 (5)・(6) 省略 (7) 第二種医療機器製造販売業許可の更新 <u>120,300円</u> (8) 省略</p>	<p>く医薬品等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>許可更新申請手数料</p>	<p>(2) 第二種医薬品製造販売業許可の更新 <u>120,200円</u> (3) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可の更新 <u>4,000円</u> (4) 医薬部外品製造販売業許可の更新 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 薬事法施行令第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合 <u>120,200円</u> イ 省略 (5)・(6) 省略 (7) 第二種医療機器製造販売業許可の更新 <u>120,200円</u> (8) 省略</p>
<p>73の4 薬事法第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品及び医療機器に係るものを除く。73の5の項から73の7の項まで及び73の9の項の審査において同じ。）</p>	<p>医薬品等製造業申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)・(2) 省略 (3) 医薬品（包装等）（薬事法施行規則第26条第1項第5号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） <u>47,800円</u> (4) 省略 (5) 体外診断用医薬品（包装等）（薬事法施行規則第26条第2項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） <u>47,800円</u> (6)～(13) 省略 (14) 医療機器（包装等）（薬事法施行規則第26条第5項第4号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） <u>47,800円</u></p>	<p>73の4 薬事法第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品及び医療機器に係るものを除く。73の5の項から73の7の項まで及び73の9の項の審査において同じ。）</p>	<p>医薬品等製造業申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)・(2) 省略 (3) 医薬品（包装等）（薬事法施行規則第26条第1項第5号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） <u>47,700円</u> (4) 省略 (5) 体外診断用医薬品（包装等）（薬事法施行規則第26条第2項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） <u>47,700円</u> (6)～(13) 省略 (14) 医療機器（包装等）（薬事法施行規則第26条第5項第4号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） <u>47,700円</u></p>
<p>73の5 薬事法第13条第3項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造業更新申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(5) 省略 (6) 薬局製造販売医薬品 <u>5,900円</u> (7)～(14) 省略</p>	<p>73の5 薬事法第13条第3項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造業更新申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(5) 省略 (6) 薬局製造販売医薬品 <u>5,800円</u> (7)～(14) 省略</p>

<p>73の6 薬事法 第13条第6項 の規定に基づ く医薬品等の 製造業の許可 の区分の変更 又は追加の許 可の申請に対 する審査</p>	<p>医薬品 等製造 業の許 可区分 の変更 又は追 加の許 可申請 手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分の変更又は追加に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)・(2) 省略 (3) 医薬品(包装等) <u>41,200円</u> (4) 省略 (5) 体外診断用医薬品(包装等) <u>41,200円</u> (6)~(12) 省略 (13) 医療機器(包装等) <u>41,200円</u></p>	<p>73の6 薬事法 第13条第6項 の規定に基づ く医薬品等の 製造業の許可 の区分の変更 又は追加の許 可の申請に対 する審査</p>	<p>医薬品 等製造 業の許 可区分 の変更 又は追 加の許 可申請 手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分の変更又は追加に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)・(2) 省略 (3) 医薬品(包装等) <u>41,100円</u> (4) 省略 (5) 体外診断用医薬品(包装等) <u>41,100円</u> (6)~(12) 省略 (13) 医療機器(包装等) <u>41,100円</u></p>
<p>73の7 薬事法 第14条第1項 の規定に基づ く医薬品又は 医薬部外品の 製造販売の承 認の申請に対 する審査</p>	<p>医薬品 又は医 薬部外 品の製 造販売 承認申 請手数 料</p>	<p>次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 医療用医薬品((2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1品目につき<u>218,700円</u> (2)~(5) 省略</p>	<p>73の7 薬事法 第14条第1項 の規定に基づ く医薬品又は 医薬部外品の 製造販売の承 認の申請に対 する審査</p>	<p>医薬品 又は医 薬部外 品の製 造販売 承認申 請手数 料</p>	<p>次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 医療用医薬品((2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1品目につき<u>218,300円</u> (2)~(5) 省略</p>
<p>73の8 薬事法 第14条第6項 (同条第9項 において準用 する場合を含 む。)の規定 に基づく医薬 品、医薬部外 品又は医療機 器の製造管理 又は品質管理 の方法の基準 への適合性調 査の申請に対 する審査</p>	<p>医薬品 、医薬 部外品 又は医 療機器 の製造 管理及 び品質 管理の 基準適 合性調 査申請 手数料</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)・(2) 省略 (3) 薬事法施行令第21条で定める期間を経過することを受ける調査((4)に掲げる調査を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 医薬品(無菌) <u>107,900円</u>に1品目につき2,200円を加算した額 イ 医薬品(一般) <u>75,700円</u>に1品目につき1,100円を加算した額 ウ 省略 エ 体外診断用医薬品(一般) <u>75,700円</u>に1品目につき1,100円を加算した額 オ 省略 カ 医薬部外品(無菌) <u>107,900円</u>に1品目につき2,200円を加算した額 キ 医薬部外品(一般) <u>75,700円</u>に1品目につき1,100円を加算した額 ク 省略 ケ 医療機器(滅菌) <u>107,900円</u>に1品目につき2,200円を加算した額 コ 医療機器(一般) <u>75,700円</u>に1品目につき1,100円を加算した額 サ 省略</p>	<p>73の8 薬事法 第14条第6項 (同条第9項 において準用 する場合を含 む。)の規定 に基づく医薬 品、医薬部外 品又は医療機 器の製造管理 又は品質管理 の方法の基準 への適合性調 査の申請に対 する審査</p>	<p>医薬品 、医薬 部外品 又は医 療機器 の製造 管理及 び品質 管理の 基準適 合性調 査申請 手数料</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)・(2) 省略 (3) 薬事法施行令第21条で定める期間を経過することを受ける調査((4)に掲げる調査を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 医薬品(無菌) <u>107,800円</u>に1品目につき2,200円を加算した額 イ 医薬品(一般) <u>75,600円</u>に1品目につき1,100円を加算した額 ウ 省略 エ 体外診断用医薬品(一般) <u>75,600円</u>に1品目につき1,100円を加算した額 オ 省略 カ 医薬部外品(無菌) <u>107,800円</u>に1品目につき2,200円を加算した額 キ 医薬部外品(一般) <u>75,600円</u>に1品目につき1,100円を加算した額 ク 省略 ケ 医療機器(滅菌) <u>107,800円</u>に1品目につき2,200円を加算した額 コ 医療機器(一般) <u>75,600円</u>に1品目につき1,100円を加算した額 サ 省略</p>

		(4) 医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行った場合(他に委託して行った場合を含む。)における薬事法施行令第21条で定める期間を経過することに受ける調査 <u>39,500円</u> に1品目につき600円を加算した額			(4) 医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行った場合(他に委託して行った場合を含む。)における薬事法施行令第21条で定める期間を経過することに受ける調査 <u>39,200円</u> に1品目につき600円を加算した額
73の9 薬事法第14条第9項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	医薬品又は医薬部外品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 医療用医薬品(2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1品目につき <u>107,200円</u> (2)~(5) 省略	73の9 薬事法第14条第9項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	医薬品又は医薬部外品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 医療用医薬品(2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1品目につき <u>107,100円</u> (2)~(5) 省略
74 薬事法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	医薬品販売業許可申請手数料	<u>30,200円</u>	74 薬事法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	医薬品販売業許可申請手数料	<u>30,100円</u>
75~79の2 省略			75~79の2 省略		
79の3 薬事法第36条の4第2項の規定に基づく薬事法施行規則第159条の7第1項に規定する販売従事登録の申請に対する審査	販売従事登録申請手数料	<u>8,600円</u>	79の3 薬事法第36条の4第2項の規定に基づく薬事法施行規則第159条の7第1項に規定する販売従事登録の申請に対する審査	販売従事登録申請手数料	<u>8,500円</u>
79の4 薬事法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の申請に対する審査	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可申請手数料	<u>30,200円</u>	79の4 薬事法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の申請に対する審査	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可申請手数料	<u>30,100円</u>
79の5~82 省略			79の5~82 省略		

<p>83 薬事法第80条第1項の規定に基づく輸出入用の医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>輸出入 医薬品、 医薬部外品 又は医療機器の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)・(2) 省略 (3) 薬事法施行令第71条で定める期間を経過することに受ける調査(4)に掲げる調査を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 医薬品(無菌) <u>107,900円</u>に1品目につき2,200円を加算した額 イ 医薬品(一般) <u>75,700円</u>に1品目につき1,100円を加算した額 ウ 省略 エ 体外診断用医薬品(一般) <u>75,700円</u>に1品目につき1,100円を加算した額 オ 省略 カ 医薬部外品(無菌) <u>107,900円</u>に1品目につき2,200円を加算した額 キ 医薬部外品(一般) <u>75,700円</u>に1品目につき1,100円を加算した額 ク 省略 ケ 医療機器(滅菌) <u>107,900円</u>に1品目につき2,200円を加算した額 コ 医療機器(一般) <u>75,700円</u>に1品目につき1,100円を加算した額 サ 省略 (4) 医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行った場合(他に委託して行った場合を含む。)における薬事法施行令第71条で定める期間を経過することに受ける調査 <u>39,500円</u>に1品目につき600円を加算した額</p>	<p>83 薬事法第80条第1項の規定に基づく輸出入用の医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>輸出入 医薬品、 医薬部外品 又は医療機器の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)・(2) 省略 (3) 薬事法施行令第71条で定める期間を経過することに受ける調査(4)に掲げる調査を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 医薬品(無菌) <u>107,800円</u>に1品目につき2,200円を加算した額 イ 医薬品(一般) <u>75,600円</u>に1品目につき1,100円を加算した額 ウ 省略 エ 体外診断用医薬品(一般) <u>75,600円</u>に1品目につき1,100円を加算した額 オ 省略 カ 医薬部外品(無菌) <u>107,800円</u>に1品目につき2,200円を加算した額 キ 医薬部外品(一般) <u>75,600円</u>に1品目につき1,100円を加算した額 ク 省略 ケ 医療機器(滅菌) <u>107,800円</u>に1品目につき2,200円を加算した額 コ 医療機器(一般) <u>75,600円</u>に1品目につき1,100円を加算した額 サ 省略 (4) 医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行った場合(他に委託して行った場合を含む。)における薬事法施行令第71条で定める期間を経過することに受ける調査 <u>39,200円</u>に1品目につき600円を加算した額</p>
<p>84～89 省略</p>	<p></p>	<p></p>	<p>84～89 省略</p>	<p></p>	<p></p>
<p>90 製薬衛生師法施行令(昭和41年政令第387号)第5条第1項の規定に基づく免許証の書換え交付</p>	<p>製薬衛生師免許証書換え交付手数料</p>	<p><u>3,000円</u></p>	<p>90 製薬衛生師法施行令(昭和41年政令第387号)第5条第1項の規定に基づく免許証の書換え交付</p>	<p>製薬衛生師免許証書換え交付手数料</p>	<p><u>2,900円</u></p>

91～113 省略		
備考 省略		

3 省略

4 農林水産関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1 家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第1項の規定に基づく家畜商の免許	家畜商免許手数料	(1) 省略 (2) 従業者の数が1人以上4人以下である場合 <u>2,000円</u> (3) 省略
2 省略		
3 家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第5条の規定に基づく家畜商免許証の書換え交付	家畜商免許証書換え交付手数料	<u>1,100円</u>
4 省略		
5 漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査	漁業権免許申請手数料	<u>3,800円</u>
6 漁業法第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づく漁業権の共有の認可の申請に対する審査	漁業権共有認可申請手数料	<u>3,800円</u>
7～10 省略		
11 漁業法第65条第1項又は第66条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料	<u>3,000円</u>
12～20 省略		

91～113 省略		
備考 省略		

3 省略

4 農林水産関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1 家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第1項の規定に基づく家畜商の免許	家畜商免許手数料	(1) 省略 (2) 従業者の数が1人以上4人以下である場合 <u>1,900円</u> (3) 省略
2 省略		
3 家畜商法施行令（昭和29年政令第252号）第5条の規定に基づく家畜商免許証の書換え交付	家畜商免許証書換え交付手数料	<u>1,000円</u>
4 省略		
5 漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査	漁業権免許申請手数料	<u>3,700円</u>
6 漁業法第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づく漁業権の共有の認可の申請に対する審査	漁業権共有認可申請手数料	<u>3,700円</u>
7～10 省略		
11 漁業法第65条第1項又は第66条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料	<u>2,900円</u>
12～20 省略		

21 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第10条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付	種畜証明書書換え交付手数料	780円	21 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第10条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付	種畜証明書書換え交付手数料	760円
22 家畜改良増殖法第10条の規定に基づく種畜証明書の再交付	種畜証明書再交付手数料	780円	22 家畜改良増殖法第10条の規定に基づく種畜証明書の再交付	種畜証明書再交付手数料	760円
23～26 省略			23～26 省略		
27 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）	家畜検査手数料	1頭、1羽又は1群につき2,600円を超えない範囲内において規則で定める金額	27 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）	家畜検査手数料	1頭、1羽又は1群につき2,500円を超えない範囲内において規則で定める金額
28 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜に対する投薬	家畜投薬手数料	1頭につき690円を超えない範囲内において規則で定める金額	28 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜に対する投薬	家畜投薬手数料	1頭につき670円を超えない範囲内において規則で定める金額
29～32 省略			29～32 省略		
33 家畜取引法（昭和31年法律第123号）第3条の規定に基づく家畜市場の登録の申請に対する審査	家畜市場登録申請手数料	18,000円	33 家畜取引法（昭和31年法律第123号）第3条の規定に基づく家畜市場の登録の申請に対する審査	家畜市場登録申請手数料	17,000円
34 家畜取引法第9条第1項の規定に基づく家畜市場登録証の書換え交付	家畜市場登録証書換え交付手数料	3,900円	34 家畜取引法第9条第1項の規定に基づく家畜市場登録証の書換え交付	家畜市場登録証書換え交付手数料	3,800円

35・36 省略		
37 養鶏振興法 第7条第1項 の規定に基づ くふ化業者の 登録の申請に 対する審査	ふ化業 者登録 申請手 数料	8,200円
38 養鶏振興法 第7条第2項 又は第8条第 1項の規定に 基づくふ化場 の確認の申請 に対する審査	ふ化場 確認申 請手数 料	8,200円
39～61 省略		
備考 省略		

5 土木関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～6の2 省 略		
7 建設業法第 27条の35第1 項の規定に基 づく経営状況 分析	経営状 況分析 手数料	16,000円
8 省略		
8の2 建築基 準法第6条第 5項又は第18 条第4項の規 定に基づく構 造計算適合性 判定	構造計 算適合 性判定 手数料	(1) 建築物の構造計算が建築基準 法第20条第2号イに規定する方 法によるものの判定 建築物 (2以上の部分がエキスパンシ ョンジョイントその他の相互に 応力を伝えない構造方法のみで 接している建築物の当該建築物 の部分は、それぞれ別の建築物 とみなす。以下この項において 同じ。)ごとに、次に掲げる判 定を行う部分の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が1,000平方メ ートル以内のもの 220,000円 イ 床面積の合計が1,000平方メ ートルを超え2,000平方メー トル以内のもの 293,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メ ートルを超え10,000平方メー トル以内のもの 336,000円 エ 床面積の合計が10,000平方 メートルを超え50,000平方メ ートル以内のもの 445,000円

35・36 省略		
37 養鶏振興法 第7条第1項 の規定に基づ くふ化業者の 登録の申請に 対する審査	ふ化業 者登録 申請手 数料	8,100円
38 養鶏振興法 第7条第2項 又は第8条第 1項の規定に 基づくふ化場 の確認の申請 に対する審査	ふ化場 確認申 請手数 料	8,100円
39～61 省略		
備考 省略		

5 土木関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～6の2 省 略		
7 建設業法第 27条の35第1 項の規定に基 づく経営状況 分析	経営状 況分析 手数料	15,900円
8 省略		
8の2 建築基 準法第6条第 5項又は第18 条第4項の規 定に基づく構 造計算適合性 判定	構造計 算適合 性判定 手数料	(1) 建築物の構造計算が建築基準 法第20条第2号イに規定する方 法によるものの判定 建築物 (2以上の部分がエキスパンシ ョンジョイントその他の相互に 応力を伝えない構造方法のみで 接している建築物の当該建築物 の部分は、それぞれ別の建築物 とみなす。以下この項において 同じ。)ごとに、次に掲げる判 定を行う部分の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が1,000平方メ ートル以内のもの 214,000円 イ 床面積の合計が1,000平方メ ートルを超え2,000平方メー トル以内のもの 285,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メ ートルを超え10,000平方メー トル以内のもの 327,000円 エ 床面積の合計が10,000平方 メートルを超え50,000平方メ ートル以内のもの 433,000円

		<p>オ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>818,000円</u></p> <p>(2) 建築物の構造計算が同法第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるものの判定 建築物ごとに、次に掲げる判定を行う部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの <u>152,000円</u></p> <p>イ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>189,000円</u></p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>208,000円</u></p> <p>エ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>262,000円</u></p> <p>オ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>446,000円</u></p>			<p>オ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>795,000円</u></p> <p>(2) 建築物の構造計算が同法第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるものの判定 建築物ごとに、次に掲げる判定を行う部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの <u>148,000円</u></p> <p>イ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>183,000円</u></p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>202,000円</u></p> <p>エ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>255,000円</u></p> <p>オ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>433,000円</u></p>		
9～18	省略			9～18	省略		
19	建築基準法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料	<u>28,000円</u>	19	建築基準法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料	<u>27,000円</u>
20～26	省略			20～26	省略		
27	建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	<u>28,000円</u>	27	建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	<u>27,000円</u>
28・29	省略			28・29	省略		
30	建築基準法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	<u>28,000円</u>	30	建築基準法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	<u>27,000円</u>

30の 2 ~ 33の 5 省略			30の 2 ~ 33の 5 省略		
33の 6 建築基準法第68条第5項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	景観地区における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	28,000円	33の 6 建築基準法第68条第5項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	景観地区における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
34 建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建ぺい率、同条第3項の規定に基づく建築物の高さ又は同条第7項の規定に基づく建築物の用途地域等における建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区等の区域における建築物の容積率、建築物の建ぺい率、建築物の高さ又は建築物の用途地域等における建築に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	28,000円	34 建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建ぺい率、同条第3項の規定に基づく建築物の高さ又は同条第7項の規定に基づく建築物の用途地域等における建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区等の区域における建築物の容積率、建築物の建ぺい率、建築物の高さ又は建築物の用途地域等における建築に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
35 省略			35 省略		
36 建築基準法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率	28,000円	36 建築基準法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率	27,000円

	に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料			に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	
36の2 建築基準法第68条の5の2の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	特定建築物地区整備計画等の区域における建築物の容積率の特例認定申請手数料	28,000円		36の2 建築基準法第68条の5の2の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	特定建築物地区整備計画等の区域における建築物の容積率の特例認定申請手数料 27,000円
37 省略				37 省略	
38 建築基準法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	28,000円		38 建築基準法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円
39 建築基準法第68条の5の5第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	28,000円		39 建築基準法第68条の5の5第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

39の2 建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建ぺい率に係る特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建築物の建築面積の特例認定申請手数料	28,000円	39の2 建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建ぺい率に係る特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建築物の建築面積の特例認定申請手数料	27,000円
40～45 省略			40～45 省略		
46 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	28,000円	46 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
46の2 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく工事の全体計画の認定の申請に対する審査	既存建築物の工事の全体計画認定申請手数料	28,000円	46の2 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく工事の全体計画の認定の申請に対する審査	既存建築物の工事の全体計画認定申請手数料	27,000円
46の3 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存建築物の工事の全体計画変更認定申請手数料	28,000円	46の3 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存建築物の工事の全体計画変更認定申請手数料	27,000円
46の4 建築基準法施行令（昭和25年政令	建築物の前面道路又	28,000円	46の4 建築基準法施行令（昭和25年政令	建築物の前面道路又	27,000円

<p>第338号) 第131条の2第2項の規定に基づく建築物の前面道路又は同条第3項の規定に基づく建築物の壁面線若しくは壁面の位置に関する特例の認定の申請に対する審査</p>	<p>は建築物の壁面線若しくは壁面の位置の特例認定申請手数料</p>		<p>第338号) 第131条の2第2項の規定に基づく建築物の前面道路又は同条第3項の規定に基づく建築物の壁面線若しくは壁面の位置に関する特例の認定の申請に対する審査</p>	<p>は建築物の壁面線若しくは壁面の位置の特例認定申請手数料</p>	
<p>47 建築士法(昭和25年法律第202号)第5条第1項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の登録</p>	<p>二級建築士又は木造建築士登録手数料</p>	<p>19,400円</p>	<p>47 建築士法(昭和25年法律第202号)第5条第1項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の登録</p>	<p>二級建築士又は木造建築士登録手数料</p>	<p>19,200円</p>
<p>47の2 建築士法第5条第2項に規定する二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付</p>	<p>二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付手数料</p>	<p>6,000円</p>	<p>47の2 建築士法第5条第2項に規定する二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付</p>	<p>二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付手数料</p>	<p>5,900円</p>
<p>47の3 建築士法第5条第2項に規定する二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付</p>	<p>二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付手数料</p>	<p>6,000円</p>	<p>47の3 建築士法第5条第2項に規定する二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付</p>	<p>二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付手数料</p>	<p>5,900円</p>
<p>48~76 省略</p>			<p>48~76 省略</p>		
<p>77 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査</p>	<p>宅地造成に関する工事の許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる宅地造成の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)~(4) 省略 (5) 切土又は盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 69,000円 (6)・(7) 省略 (8) 切土又は盛土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 260,000円 (9)・(10) 省略</p>	<p>77 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査</p>	<p>宅地造成に関する工事の許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる宅地造成の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)~(4) 省略 (5) 切土又は盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 68,000円 (6)・(7) 省略 (8) 切土又は盛土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 250,000円 (9)・(10) 省略</p>

77の2～90 省略			77の2～90 省略		
91 都市計画法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 敷地の面積が0.1ヘクタール未満の場合 <u>7,100円</u> (2)・(3) 省略 (4) 敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 <u>71,000円</u> (5) 敷地の面積が1ヘクタール以上の場合 <u>100,000円</u>	91 都市計画法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 敷地の面積が0.1ヘクタール未満の場合 <u>7,000円</u> (2)・(3) 省略 (4) 敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 <u>70,000円</u> (5) 敷地の面積が1ヘクタール以上の場合 <u>99,000円</u>
92～101の4 省略			92～101の4 省略		
101の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。） (1) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準の適合性に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の認定がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)・(イ) 省略 (ウ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 1戸につき次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額 a 総戸数が2以上5以下の共同住宅等 <u>23,000円</u> b 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 <u>37,900円</u>	101の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。） (1) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準の適合性に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の認定がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)・(イ) 省略 (ウ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 1戸につき次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額 a 総戸数が2以上5以下の共同住宅等 <u>22,900円</u> b 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 <u>37,700円</u>

c 総戸数が11以上25以下の共同住宅等 67,700円
 d 総戸数が26以上50以下の共同住宅等 102,400円
 e 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 164,100円
 f 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 256,400円
 g 総戸数が201以上の共同住宅等 313,800円
 イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 (7) 1戸建ての専用住宅 51,300円
 (イ) 1戸建ての併用住宅 51,300円
 (ウ) 共同住宅等 1戸につき次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額
 a 総戸数が2以上5以下の共同住宅等 120,700円
 b 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 192,500円
 c 総戸数が11以上25以下の共同住宅等 385,700円
 d 総戸数が26以上50以下の共同住宅等 677,100円
 e 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 1,162,200円
 f 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 2,126,300円
 g 総戸数が201以上の共同住宅等 3,025,900円

(2) 省略

101の6～102
省略

備考 省略

6 その他の手数料

事 務	名 称	金 額
1～21	省略	
22	旅行業法施行令（昭和46年政令第338号）第5条第1項の規定に	<u>24,000円</u>

c 総戸数が11以上25以下の共同住宅等 67,200円
 d 総戸数が26以上50以下の共同住宅等 101,900円
 e 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 163,300円
 f 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 255,600円
 g 総戸数が201以上の共同住宅等 313,000円
 イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 (7) 1戸建ての専用住宅 51,200円
 (イ) 1戸建ての併用住宅 51,200円
 (ウ) 共同住宅等 1戸につき次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額
 a 総戸数が2以上5以下の共同住宅等 120,600円
 b 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 192,300円
 c 総戸数が11以上25以下の共同住宅等 385,200円
 d 総戸数が26以上50以下の共同住宅等 676,600円
 e 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 1,161,400円
 f 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 2,125,500円
 g 総戸数が201以上の共同住宅等 3,025,100円

(2) 省略

101の6～102
省略

備考 省略

6 その他の手数料

事 務	名 称	金 額
1～21	省略	
22	旅行業法施行令（昭和46年政令第338号）第5条第1項の規定に	<u>23,000円</u>

基づく旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する旅行業の登録の申請に対する審査			基づく旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する旅行業の登録の申請に対する審査		
23～31 省略			23～31 省略		
32 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施	技能検定試験手数料	(1) 実技試験 <u>17,900円</u> を超えない範囲内において規則で定める金額 (2) 省略	32 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施	技能検定試験手数料	(1) 実技試験 <u>16,500円</u> を超えない範囲内において規則で定める金額 (2) 省略
33～60 省略			33～60 省略		
61 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	狩猟免許更新申請手数料	<u>2,900円</u>	61 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	狩猟免許更新申請手数料	<u>2,800円</u>
62～64 省略			62～64 省略		
備考 省略			備考 省略		

（家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部改正）

第2条 家畜保健衛生所使用料及び手数料条例（昭和25年愛媛県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
第2条 第1条の規定による使用料は、次の通りとする。					第2条 第1条の規定による使用料は、次の通りとする。				
番号	種別	回数	料金	摘要	番号	種別	回数	料金	摘要
1～4 省略					1～4 省略				
5	試験研究用器具	1	<u>60</u>		5	試験研究用器具	1	<u>50</u>	
2 省略					2 省略				

（愛媛県立衛生環境研究所使用料条例の一部改正）

第3条 愛媛県立衛生環境研究所使用料条例（昭和27年愛媛県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（使用料の額）		（使用料の額）	
第2条 愛媛県立衛生環境研究所管理条例（昭和27年愛媛県条例第9号。以下「管理条例」という。）第2条第1項及び第2項の規定による試験等の依頼については、次の各号の範囲内で知事定める使用料を納めなければならない。ただし、急速に施行を必要		第2条 愛媛県立衛生環境研究所管理条例（昭和27年愛媛県条例第9号。以下「管理条例」という。）第2条第1項及び第2項の規定による試験等の依頼については、次の各号の範囲内で知事定める使用料を納めなければならない。ただし、急速に施行を必要	

とするものはその3倍額、特別の費用を要するものはその実費とする。

- (1) 鉱泉の分析 1件につき 66,220円
- (2) その他試験、検査料 1件につき 36,720円
- (3) 省略

2 省略

第3条 管理条例第2条第3項の規定による施設の使用については、次の各号の範囲内で知事の定める使用料を納めなければならない。

- (1) 研究室 1月 5,230円
- (2) 会議室 1回 510円
- (3) その他の施設 1回 1,030円

2・3 省略

とするものはその3倍額、特別の費用を要するものはその実費とする。

- (1) 鉱泉の分析 1件につき 64,390円
- (2) その他試験、検査料 1件につき 35,950円
- (3) 省略

2 省略

第3条 管理条例第2条第3項の規定による施設の使用については、次の各号の範囲内で知事の定める使用料を納めなければならない。

- (1) 研究室 1月 5,090円
- (2) 会議室 1回 500円
- (3) その他の施設 1回 1,010円

2・3 省略

(愛媛県港湾管理条例の一部改正)

第4条 愛媛県港湾管理条例(昭和28年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																																
<p>別表第1 (第9条の2、別表第2、別表第3関係)</p> <p style="text-align: center;">占 用 料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">省略</div> <p>注1 占有期間が1月未満のものにあつては、この表の規定にかかわらず、同表に規定する金額に103分の108を乗じて得た額(1円未満切捨て)を同表に規定する金額とする。</p> <p>2～6 省略</p> <p>別表第3 (第9条の2関係)</p> <p style="text-align: center;">土 砂 採 取 料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かき込砂利</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td><u>43円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂・砂利</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td><u>55円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>栗石・玉石</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td><u>55円</u></td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 省略</p> <p>別表第4 (第10条関係)</p> <p>1 係留施設占用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用目的</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>重要港湾</th> <th>地方港湾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荷役機械その他の工作物の設置</td> <td>1平方メートル 1年につき</td> <td><u>813.2円</u></td> <td><u>406.6円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 野積場占用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用目的</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>重要港湾</th> <th>地方港湾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上屋、倉庫その他の工作物の設置</td> <td>1平方メートル 1年につき</td> <td><u>542.2円</u></td> <td><u>271円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 目	単 位	金 額	摘 要	省略				かき込砂利	1立方メートルにつき	<u>43円</u>		砂・砂利	1立方メートルにつき	<u>55円</u>		栗石・玉石	1立方メートルにつき	<u>55円</u>	省略	占用目的	単 位	金 額		重要港湾	地方港湾	荷役機械その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>813.2円</u>	<u>406.6円</u>	省略				占用目的	単 位	金 額		重要港湾	地方港湾	上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>542.2円</u>	<u>271円</u>	省略				<p>別表第1 (第9条の2、別表第2、別表第3関係)</p> <p style="text-align: center;">占 用 料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">省略</div> <p>注1 占有期間が1月未満のものにあつては、この表の規定にかかわらず、同表に規定する金額に103分の105を乗じて得た額(1円未満切捨て)を同表に規定する金額とする。</p> <p>2～6 省略</p> <p>別表第3 (第9条の2関係)</p> <p style="text-align: center;">土 砂 採 取 料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かき込砂利</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td><u>42円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂・砂利</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td><u>53円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>栗石・玉石</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td><u>53円</u></td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 省略</p> <p>別表第4 (第10条関係)</p> <p>1 係留施設占用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用目的</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>重要港湾</th> <th>地方港湾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荷役機械その他の工作物の設置</td> <td>1平方メートル 1年につき</td> <td><u>790.7円</u></td> <td><u>395.3円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 野積場占用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用目的</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>重要港湾</th> <th>地方港湾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上屋、倉庫その他の工作物の設置</td> <td>1平方メートル 1年につき</td> <td><u>527.2円</u></td> <td><u>263.5円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 目	単 位	金 額	摘 要	省略				かき込砂利	1立方メートルにつき	<u>42円</u>		砂・砂利	1立方メートルにつき	<u>53円</u>		栗石・玉石	1立方メートルにつき	<u>53円</u>	省略	占用目的	単 位	金 額		重要港湾	地方港湾	荷役機械その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>790.7円</u>	<u>395.3円</u>	省略				占用目的	単 位	金 額		重要港湾	地方港湾	上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>527.2円</u>	<u>263.5円</u>	省略			
種 目	単 位	金 額	摘 要																																																																																														
省略																																																																																																	
かき込砂利	1立方メートルにつき	<u>43円</u>																																																																																															
砂・砂利	1立方メートルにつき	<u>55円</u>																																																																																															
栗石・玉石	1立方メートルにつき	<u>55円</u>	省略																																																																																														
占用目的	単 位	金 額																																																																																															
		重要港湾	地方港湾																																																																																														
荷役機械その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>813.2円</u>	<u>406.6円</u>																																																																																														
省略																																																																																																	
占用目的	単 位	金 額																																																																																															
		重要港湾	地方港湾																																																																																														
上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>542.2円</u>	<u>271円</u>																																																																																														
省略																																																																																																	
種 目	単 位	金 額	摘 要																																																																																														
省略																																																																																																	
かき込砂利	1立方メートルにつき	<u>42円</u>																																																																																															
砂・砂利	1立方メートルにつき	<u>53円</u>																																																																																															
栗石・玉石	1立方メートルにつき	<u>53円</u>	省略																																																																																														
占用目的	単 位	金 額																																																																																															
		重要港湾	地方港湾																																																																																														
荷役機械その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>790.7円</u>	<u>395.3円</u>																																																																																														
省略																																																																																																	
占用目的	単 位	金 額																																																																																															
		重要港湾	地方港湾																																																																																														
上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	<u>527.2円</u>	<u>263.5円</u>																																																																																														
省略																																																																																																	

3 その他の港湾施設占用料

占用目的	単 位	金 額	
		重要港湾	地方港湾
上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	1,016.6円	609.9円
荷役機械の設置	1平方メートル 1年につき	1,129.7円	734.1円
省略			
貯炭場	1平方メートル 1年につき	508.3円	361.4円
貯木場	陸地 1平方メートル 1年につき	508.3円	361.4円
	海面 1平方メートル 1年につき	259.8円	208.8円

注 1 占用期間が1月未満の電柱類の設置及び管類の埋設置にあつては、1の表から3の表までの規定にかかわらず、これらの表に規定する金額に1.08を乗じて得た額（10銭未満切捨て）をこれらの表に規定する金額とする。

2～6 省略

別表第5（第10条関係）

1 係留施設使用料

種 別	区 分	単 位	金 額	
			重要港湾	地方港湾
省略				
栈橋入場料	13歳以上の者	省略		
		1人1月につき (月ぎめに限る。)	677.7円	677.7円
	省略			
省略				
プレジャーボート係留施設使用料		1隻1月につき	3,145.6円	3,145.6円
可動橋使用料	省略			
	不定期船	総トン数1トン1回24時間までごとにつき	4.6円 (4.3円)	4.6円 (4.3円)
省略				
貨物通過料		1トンにつき	22.5円 (20.9円)	16.8円 (15.6円)

2 その他の港湾施設使用料

港湾施設	区 分	単 位	金 額	
			重要港湾	地方港湾

3 その他の港湾施設占用料

占用目的	単 位	金 額	
		重要港湾	地方港湾
上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	988.4円	593円
荷役機械の設置	1平方メートル 1年につき	1,098.4円	713.8円
省略			
貯炭場	1平方メートル 1年につき	494.2円	351.4円
貯木場	陸地 1平方メートル 1年につき	494.2円	351.4円
	海面 1平方メートル 1年につき	252.6円	203.1円

注 1 占用期間が1月未満の電柱類の設置及び管類の埋設置にあつては、1の表から3の表までの規定にかかわらず、これらの表に規定する金額に1.05を乗じて得た額（10銭未満切捨て）をこれらの表に規定する金額とする。

2～6 省略

別表第5（第10条関係）

1 係留施設使用料

種 別	区 分	単 位	金 額	
			重要港湾	地方港湾
省略				
栈橋入場料	13歳以上の者	省略		
		1人1月につき (月ぎめに限る。)	658.9円	658.9円
	省略			
省略				
プレジャーボート係留施設使用料		1隻1月につき	3,058.2円	3,058.2円
可動橋使用料	省略			
	不定期船	総トン数1トン1回24時間までごとにつき	4.5円 (4.3円)	4.5円 (4.3円)
省略				
貨物通過料		1トンにつき	21.9円 (20.9円)	16.3円 (15.6円)

2 その他の港湾施設使用料

港湾施設	区 分	単 位	金 額	
			重要港湾	地方港湾

野 積 場	省略			
	未舗装	1平方メートル1日につき	<u>2.8円</u>	省略
上 屋	旅客上屋 (専用利用の場合に限る。)	1平方メートル1月につき(月ぎめに限る。)	<u>378円</u>	
		1平方メートル1日につき	<u>32.4円</u>	
	荷さばき上屋	1平方メートル1日につき	<u>12.6円</u>	
省略				
軌道走行式荷役機械	ガントリークレーン	30分までごとにつき	<u>26,433円</u>	
		ホイールクレーン	30分までごとにつき	<u>10,485円</u>
移動式荷役機械	トランスファークレーン	1時間までごとにつき	<u>10,026円</u>	
		フォークリフト (最大荷重が10トンを超えるもの)	1時間までごとにつき	<u>7,864円</u>
	フォークリフト (最大荷重が10トン以下のもの)	1時間までごとにつき	<u>4,217円</u>	
	照明設備	コンテナヤード内照明塔	1基1時間までごとにつき	<u>313.7円</u>
電源設備	冷凍コンテナ用電源設備	1キロワット時までごとにつき	<u>39.6円</u>	
船舶給水施設		1回1立方メートルまでごとにつき	<u>574.9円</u>	
管理棟		1平方メートル1月につき(月ぎめに限る。)	<u>2,190.8円</u>	
野 積 場	省略			
	未舗装	1平方メートル1日につき	<u>2.7円</u>	省略
上 屋	旅客上屋 (専用利用の場合に限る。)	1平方メートル1月につき(月ぎめに限る。)	<u>367.5円</u>	
		1平方メートル1日につき	<u>31.5円</u>	
	荷さばき上屋	1平方メートル1日につき	<u>12.3円</u>	
省略				
軌道走行式荷役機械	ガントリークレーン	30分までごとにつき	<u>25,699円</u>	
		ホイールクレーン	30分までごとにつき	<u>10,194.1円</u>
移動式荷役機械	トランスファークレーン	30分までごとにつき	<u>6,522円</u>	
		フォークリフト (最大荷重が10トンを超えるもの)	1時間までごとにつき	<u>9,748円</u>
	フォークリフト (最大荷重が10トン以下のもの)	1時間までごとにつき	<u>7,645.6円</u>	
	照明設備	コンテナヤード内照明塔	1基1時間までごとにつき	<u>305円</u>
電源設備	冷凍コンテナ用電源設備	1キロワット時までごとにつき	<u>38.5円</u>	
船舶給水施設		1回1立方メートルまでごとにつき	<u>559円</u>	
管理棟		1平方メートル1月につき(月ぎめに限る。)	<u>2,130円</u>	

駐 車 場	省略			
	専用利用以外の場合 駐車時間が6時間を を超え12時間以内 の場合	1台1回につき	<u>720円</u>	
	専用利用以外の場合 駐車時間が12時間 を超え24時間以内 の場合	1台1回につき	<u>1,030円</u>	
	省略			
専用利用の場合	1台1月につき（月ぎ めに限る。）	<u>5,140円</u>		

注 省略

別表第6（第10条関係）

施 設	単 位	金 額
鉄骨貨物上屋	1平方メートル 1日につき	<u>6.0円</u>
鉄筋コンクリート貨物上屋	1平方メートル 1日につき	<u>8.9円</u>
松山港今出地区水面貯木場	1平方メートル 1月につき	<u>15.9円</u>

注 省略

駐 車 場	省略			
	専用利用以外の場合 駐車時間が6時間を を超え12時間以内 の場合	1台1回につき	<u>700円</u>	
	専用利用以外の場合 駐車時間が12時間 を超え24時間以内 の場合	1台1回につき	<u>1,000円</u>	
	省略			
専用利用の場合	1台1月につき（月ぎ めに限る。）	<u>5,000円</u>		

注 省略

別表第6（第10条関係）

施 設	単 位	金 額
鉄骨貨物上屋	1平方メートル 1日につき	<u>5.9円</u>
鉄筋コンクリート貨物上屋	1平方メートル 1日につき	<u>8.7円</u>
松山港今出地区水面貯木場	1平方メートル 1月につき	<u>15.5円</u>

注 省略

（愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部改正）

第5条 愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前				
別表（第3条関係） 使用料				別表（第3条関係） 使用料				
区 分	種 別	単 位	金 額	区 分	種 別	単 位	金 額	
技術開発関係	機械金属用機器	1時間	<u>2,590円</u>	技術開発関係	機械金属用機器	1時間	<u>2,520円</u>	
	電子用機器	1時間	<u>970</u>		食品産業関係	電子用機器	1時間	<u>940</u>
	化学用機器	1時間	<u>1,830</u>			化学用機器	1時間	<u>1,780</u>
食品産業関係	食品加工用機器	1時間又は 1回	<u>2,590</u>	食品産業関係	食品加工用機器	1時間又は 1回	<u>2,520</u>	
	窯業関係	焼成がま及び炉	1回		<u>7,560</u>	窯業関係	焼成がま及び炉	1回
窯業用機器		1時間又は 1回	<u>3,560</u>	窯業用機器	1時間又は 1回		<u>3,460</u>	
繊維産業関係	染織用機器	1時間	<u>1,180</u>	繊維産業関係	染織用機器	1時間	<u>1,150</u>	
紙産業関係	共同研究室	1平方メー トル1月	<u>1,190</u>	紙産業関係	共同研究室	1平方メー トル1月	<u>1,160</u>	
	研修室	1時間	<u>2,010</u>		研修室	1時間	<u>1,960</u>	
	省略				省略			
	製紙用機器	1時間	<u>12,740</u>	製紙用機器	1時間	<u>12,390</u>		

紙加工用機器	1時間	<u>7,880</u>
物理試験用機器	1時間	<u>1,830</u>
化学試験用機器	1時間	<u>1,720</u>
研修用機器	1時間	<u>430</u>

手数料

区 分	種 別	単 位	金 額
技術開発関係	試験	1件	<u>9,930円</u>
	図案調製等	1件	<u>31,100</u>
食品産業関係	試験	1件	<u>14,040</u>
窯業関係	試験	1件	<u>28,620</u>
	はい土、ゆう葉顔料 等調整及び加工	1件	<u>26,670</u>
繊維産業関係	図案調製	1件	<u>31,320</u>
	試験	1件	<u>3,340</u>
	染織整理等試作加工	1件	<u>33,150</u>
紙産業関係	図案調製	1件	<u>29,480</u>
	試験	1件	<u>10,900</u>
共通	分析	1成分	<u>19,220</u>
	省略		

紙加工用機器	1時間	<u>7,660</u>
物理試験用機器	1時間	<u>1,780</u>
化学試験用機器	1時間	<u>1,680</u>
研修用機器	1時間	<u>420</u>

手数料

区 分	種 別	単 位	金 額
技術開発関係	試験	1件	<u>9,660円</u>
	図案調製等	1件	<u>30,240</u>
食品産業関係	試験	1件	<u>13,650</u>
窯業関係	試験	1件	<u>27,820</u>
	はい土、ゆう葉顔料 等調整及び加工	1件	<u>25,930</u>
繊維産業関係	図案調製	1件	<u>30,450</u>
	試験	1件	<u>3,250</u>
	染織整理等試作加工	1件	<u>32,230</u>
紙産業関係	図案調製	1件	<u>28,660</u>
	試験	1件	<u>10,600</u>
共通	分析	1成分	<u>18,690</u>
	省略		

(愛媛県漁港管理条例の一部改正)

第6条 愛媛県漁港管理条例(昭和33年愛媛県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前						
別表第2(第14条関係)					別表第2(第14条関係)						
土砂採取料等					土砂採取料等						
区 分	種 目	単 位		料 金	摘 要	区 分	種 目	単 位		料 金	摘 要
		期 間	数 量					期 間	数 量		
土砂採取料	省略			円		土砂採取料	省略			円	
	かき込砂利		同	<u>43</u>			かき込砂利		同	<u>42</u>	
	砂・砂利		同	<u>55</u>			砂・砂利		同	<u>53</u>	
	栗石・玉石		同	<u>55</u>	省略		栗石・玉石		同	<u>53</u>	省略
省略						省略					
注 省略					注 省略						

(愛媛県家畜種付手数料条例の一部改正)

第7条 愛媛県家畜種付手数料条例(昭和33年愛媛県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(手数料の額)				(手数料の額)			
第3条 手数料は、次に掲げる金額をこえない範囲内において知事が定める額とする。				第3条 手数料は、次に掲げる金額をこえない範囲内において知事が定める額とする。			
畜種	精液料	注入料	自然種付料	畜種	精液料	注入料	自然種付料

乳牛		1回につき	<u>1,520円</u>		
和牛		1回につき	<u>1,520円</u>		
馬		1回につき	<u>1,520円</u>		
豚	1回につき	<u>1,040円</u>	1回につき	<u>1,520円</u>	省略
めん羊		1回につき	<u>1,520円</u>		
山羊		1回につき	<u>1,520円</u>		

乳牛		1回につき	<u>1,480円</u>		
和牛		1回につき	<u>1,480円</u>		
馬		1回につき	<u>1,480円</u>		
豚	1回につき	<u>1,010円</u>	1回につき	<u>1,480円</u>	省略
めん羊		1回につき	<u>1,480円</u>		
山羊		1回につき	<u>1,480円</u>		

(愛媛県立都市公園条例の一部改正)

第8条 愛媛県立都市公園条例(昭和34年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前					
(利用料金の額)				(利用料金の額)					
第15条の11 省略				第15条の11 省略					
2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる管理公園の附属設備の利用料金の額は、当該各号に定める額とする。				2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる管理公園の附属設備の利用料金の額は、当該各号に定める額とする。					
(1)～(4) 省略				(1)～(4) 省略					
(5) シャワー、コインロッカーその他の附属設備 1回につき <u>5,140円</u> の範囲内で指定管理者が定める額				(5) シャワー、コインロッカーその他の附属設備 1回につき <u>5,000円</u> の範囲内で指定管理者が定める額					
3・4 省略				3・4 省略					
別表1 (第7条、第15条の5、第15条の7、第15条の8、第15条の11関係)				別表1 (第7条、第15条の5、第15条の7、第15条の8、第15条の11関係)					
有料公園施設の利用料金				有料公園施設の利用料金					
都市公園名	種 類	単 位	金 額	都市公園名	種 類	単 位	金 額		
道後公園	球戯場	省略		道後公園	球戯場	省略			
		終日	<u>1,550円</u>			終日	<u>1,510円</u>		
	省略		省略						
総合運動公園	陸上競技場	1日につき	<u>29,710円</u>	総合運動公園	陸上競技場	1日につき	<u>28,890円</u>		
	補助競技場	1日につき	<u>7,530円</u>		補助競技場	1日につき	<u>7,330円</u>		
	体育館	1日につき	<u>41,190円</u>		体育館	1日につき	<u>40,050円</u>		
	補助体育館	1日につき	<u>12,260円</u>		補助体育館	1日につき	<u>11,920円</u>		
	テニスコート	1面1日につき	<u>2,310円</u>		テニスコート	1面1日につき	<u>2,250円</u>		
	球技場	1日につき	<u>9,900円</u>		球技場	1日につき	<u>9,630円</u>		
	多目的広場	1日につき	<u>3,740円</u>		多目的広場	1日につき	<u>3,640円</u>		
	自由広場	1日につき	<u>3,740円</u>		自由広場	1日につき	<u>3,640円</u>		
	相撲場	1日につき	<u>5,640円</u>		相撲場	1日につき	<u>5,490円</u>		
	弓道場	1日につき	<u>14,620円</u>		弓道場	1日につき	<u>14,220円</u>		
	とべ動物園	入園料			<u>460円</u>	とべ動物園	入園料		<u>450円</u>
		1人1回につき					1人1回につき		
	駐車場	1台1回につき			<u>1,170円</u>	駐車場	1台1回につき		<u>1,140円</u>
第1号南予レクリエーション都市公園	省略			第1号南予レクリエーション都市公園	省略				
	ローラースケート場	入場料			<u>460円</u>	ローラースケート場	入場料		<u>450円</u>
		1人1回につき					1人1回につき		
	イベント広場	1日につき			<u>3,740円</u>	イベント広場	1日につき		<u>3,640円</u>
オートキャンプ場	1区画1回につき		<u>9,720円</u>	オートキャンプ場	1区画1回につき		<u>9,450円</u>		

第3号南予レ クリエーショ ン都市公園	野球場	1日につき	14,620円
	テニスコート	1面1日につき	2,310円
	多目的広場	1日につき	7,530円
	屋内運動場	1日につき	7,030円
	球技広場	1日につき	7,530円
	省略		
	宇和海展望タ ワー	1人1回につき	620円
第4号南予レ クリエーショ ン都市公園	ゴーカート場	レンタルゴーカート 1台1周につき	460円
		入場料 1人1回につき	6,170円
	テニスコート	1面1日につき	2,310円
第5号南予レ クリエーショ ン都市公園	御荘プール	1人1回につき	620円
省略			

注 省略

別表2 (第12条関係)

公園施設の設置等に係る使用料

1 公園施設を設け、又は管理する場合

区 分	単 位	金 額	備 考
省略			
県が設置する 公園施設を管 理する場合	1年につき	管理する公園施設及び その敷地の財産価格に 100分の3を乗じて得 た額に103分の108を乗 じて得た額以内	

2 都市公園を占用し、又は都市公園において行為をする場合

区 分	単 位	金 額	備 考
省略			
行商その他これに類する 行為をする場合	1人 1日につき	548円	
業として写 真を撮影す る場合	球戯場以外の 有料公園施設 の区域	写真機1台 1月につき	219円
	その他の区域	写真機1台 1年につき	329円 省略
省略			

注 1 球戯場以外の有料公園施設の区域における設置期間が1月未満の公園施設の設置並びに占用期間が1月未満の電柱その他これに類するもの、郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所及び標識の設置にあつては、第1号の表及び第2号の表の規定にかかわらず、これらの表に規定する金額に103分の108を乗じて得た額(1円未満切捨て)をこれらの表に規定する金額とする。

2~5 省略

第3号南予レ クリエーショ ン都市公園	野球場	1日につき	14,220円
	テニスコート	1面1日につき	2,250円
	多目的広場	1日につき	7,330円
	屋内運動場	1日につき	6,840円
	球技広場	1日につき	7,330円
	省略		
	宇和海展望タ ワー	1人1回につき	610円
第4号南予レ クリエーショ ン都市公園	ゴーカート場	レンタルゴーカート 1台1周につき	450円
		入場料 1人1回につき	6,000円
	テニスコート	1面1日につき	2,250円
第5号南予レ クリエーショ ン都市公園	御荘プール	1人1回につき	610円
省略			

注 省略

別表2 (第12条関係)

公園施設の設置等に係る使用料

1 公園施設を設け、又は管理する場合

区 分	単 位	金 額	備 考
省略			
県が設置する 公園施設を管 理する場合	1年につき	管理する公園施設及び その敷地の財産価格に 100分の3を乗じて得 た額に103分の105を乗 じて得た額以内	

2 都市公園を占用し、又は都市公園において行為をする場合

区 分	単 位	金 額	備 考
省略			
行商その他これに類する 行為をする場合	1人 1日につき	533円	
業として写 真を撮影す る場合	球戯場以外の 有料公園施設 の区域	写真機1台 1月につき	213円
	その他の区域	写真機1台 1年につき	320円 省略
省略			

注 1 球戯場以外の有料公園施設の区域における設置期間が1月未満の公園施設の設置並びに占用期間が1月未満の電柱その他これに類するもの、郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所及び標識の設置にあつては、第1号の表及び第2号の表の規定にかかわらず、これらの表に規定する金額に103分の105を乗じて得た額(1円未満切捨て)をこれらの表に規定する金額とする。

2~5 省略

(愛媛県農林水産研究所使用料条例の一部改正)

第9条 愛媛県農林水産研究所使用料条例(昭和38年愛媛県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前				
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)				
1 分析等に係る使用料				1 分析等に係る使用料				
区 分	種 別	単 位	金 額	区 分	種 別	単 位	金 額	
農業関係	土壌の定量分析	1件につき	<u>4,400円</u>	農業関係	土壌の定量分析	1件につき	<u>4,300円</u>	
	肥料の定量分析	1件につき	<u>5,500円</u>		林業関係	肥料の定量分析	1件につき	<u>5,300円</u>
林業関係	木材の材質試験	1件につき	<u>7,000円</u>	林業関係		木材の材質試験	1件につき	<u>6,800円</u>
	木材の強度試験	1件につき	<u>19,300円</u>		水産関係	木材の強度試験	1件につき	<u>18,700円</u>
水産関係	水の化学分析	1件につき	<u>18,800円</u>	水産関係		水の化学分析	1件につき	<u>18,300円</u>
	土壌物理性測定	1件につき	<u>18,600円</u>		林業関係	土壌物理性測定	1件につき	<u>18,100円</u>
	土質試験	1件につき	<u>12,000円</u>			水産関係	土質試験	1件につき
	土壌養分分析	1件につき	<u>12,500円</u>		水産関係		土壌養分分析	1件につき
	造林用苗木の品種分析	1件につき	<u>3,100円</u>			水産関係	造林用苗木の品種分析	1件につき
	養殖水産動植物の伝染 性疾病検査	1件につき	<u>82,000円</u>		水産関係		養殖水産動植物の伝染 性疾病検査	1件につき
	2 施設の使用料					2 施設の使用料		
区 分		単 位	金 額	区 分		単 位	金 額	
林業研究センター研修室		1日につき	<u>9,300円</u>	林業研究センター研修室		1日につき	<u>9,100円</u>	

(愛媛県道路占用料徴収条例の一部改正)

第10条 愛媛県道路占用料徴収条例(昭和43年愛媛県条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(占用料の額)	(占用料の額)
第2条 省略	第2条 省略
2 前項の規定にかかわらず、道路の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるものを除く占用に係る占用料の額は、前項本文の規定により算定した額(同項本文の規定により100円とした場合にあつては、100円とする前の額)に <u>1.08</u> を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。ただし、同項ただし書の規定により算定する場合にあつては、各年度の占用料の額に <u>1.08</u> を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。	2 前項の規定にかかわらず、道路の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるものを除く占用に係る占用料の額は、前項本文の規定により算定した額(同項本文の規定により100円とした場合にあつては、100円とする前の額)に <u>1.05</u> を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。ただし、同項ただし書の規定により算定する場合にあつては、各年度の占用料の額に <u>1.05</u> を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。
3 知事は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、これらの項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。	3 知事は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、これらの項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。
(1) _____ _____ 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの	(1) <u>法第35条に規定する事業(道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)</u> 第18条に規定するものを除く。)及び地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの
(2)~(5) 省略	(2)~(5) 省略
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)

占 用 物 件	占 用 料		
	単 位	所 在 地	
		市の 区域	町の 区域
省略			
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	省略		
省略			

備考 省略

占 用 物 件	占 用 料		
	単 位	所 在 地	
		市の 区域	町の 区域
省略			
令 _____ 第 _____ 7条第1号に掲げる物件	省略		
省略			

備考 省略

（愛媛県卸売市場条例の一部改正）

第11条 愛媛県卸売市場条例（昭和47年愛媛県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（許可申請手数料）</p> <p>第36条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に掲げる額の申請手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第13条の5第1項又は第55条の許可 <u>5,580円</u></p> <p>(2) 法第58条第1項の許可 <u>5,580円</u></p>	<p>（許可申請手数料）</p> <p>第36条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に掲げる額の申請手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第13条の5第1項又は第55条の許可 <u>5,550円</u></p> <p>(2) 法第58条第1項の許可 <u>5,550円</u></p>

（愛媛県飼料検定条例の一部改正）

第12条 愛媛県飼料検定条例（昭和52年愛媛県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>別表（第4条関係）</p> <p>飼料検定手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配合飼料で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号。以下「政令」という。）第1条第1号又は第2号に掲げる動物に使用されるもの</td> <td>1件につき <u>49,400円</u></td> </tr> <tr> <td>配合飼料で政令第1条第4号に掲げる動物に使用されるもの</td> <td>1件につき <u>32,300円</u></td> </tr> <tr> <td>とうもろこしと魚粉とを混合した飼料</td> <td>1件につき <u>16,500円</u></td> </tr> <tr> <td>フィッシュソリユブルをふすま、米ぬか等に吸着させた飼料</td> <td>1件につき <u>38,600円</u></td> </tr> <tr> <td>魚粉</td> <td>1件につき <u>24,400円</u></td> </tr> <tr> <td>フェザーミール</td> <td>1件につき <u>29,700円</u></td> </tr> <tr> <td>備考 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品 目	手数料の額	配合飼料で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号。以下「政令」という。）第1条第1号又は第2号に掲げる動物に使用されるもの	1件につき <u>49,400円</u>	配合飼料で政令第1条第4号に掲げる動物に使用されるもの	1件につき <u>32,300円</u>	とうもろこしと魚粉とを混合した飼料	1件につき <u>16,500円</u>	フィッシュソリユブルをふすま、米ぬか等に吸着させた飼料	1件につき <u>38,600円</u>	魚粉	1件につき <u>24,400円</u>	フェザーミール	1件につき <u>29,700円</u>	備考 省略		<p>別表（第4条関係）</p> <p>飼料検定手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配合飼料で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号。以下「政令」という。）第1条第1号又は第2号に掲げる動物に使用されるもの</td> <td>1件につき <u>49,100円</u></td> </tr> <tr> <td>配合飼料で政令第1条第4号に掲げる動物に使用されるもの</td> <td>1件につき <u>32,100円</u></td> </tr> <tr> <td>とうもろこしと魚粉とを混合した飼料</td> <td>1件につき <u>16,400円</u></td> </tr> <tr> <td>フィッシュソリユブルをふすま、米ぬか等に吸着させた飼料</td> <td>1件につき <u>38,300円</u></td> </tr> <tr> <td>魚粉</td> <td>1件につき <u>24,200円</u></td> </tr> <tr> <td>フェザーミール</td> <td>1件につき <u>29,600円</u></td> </tr> <tr> <td>備考 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品 目	手数料の額	配合飼料で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号。以下「政令」という。）第1条第1号又は第2号に掲げる動物に使用されるもの	1件につき <u>49,100円</u>	配合飼料で政令第1条第4号に掲げる動物に使用されるもの	1件につき <u>32,100円</u>	とうもろこしと魚粉とを混合した飼料	1件につき <u>16,400円</u>	フィッシュソリユブルをふすま、米ぬか等に吸着させた飼料	1件につき <u>38,300円</u>	魚粉	1件につき <u>24,200円</u>	フェザーミール	1件につき <u>29,600円</u>	備考 省略	
品 目	手数料の額																																
配合飼料で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号。以下「政令」という。）第1条第1号又は第2号に掲げる動物に使用されるもの	1件につき <u>49,400円</u>																																
配合飼料で政令第1条第4号に掲げる動物に使用されるもの	1件につき <u>32,300円</u>																																
とうもろこしと魚粉とを混合した飼料	1件につき <u>16,500円</u>																																
フィッシュソリユブルをふすま、米ぬか等に吸着させた飼料	1件につき <u>38,600円</u>																																
魚粉	1件につき <u>24,400円</u>																																
フェザーミール	1件につき <u>29,700円</u>																																
備考 省略																																	
品 目	手数料の額																																
配合飼料で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号。以下「政令」という。）第1条第1号又は第2号に掲げる動物に使用されるもの	1件につき <u>49,100円</u>																																
配合飼料で政令第1条第4号に掲げる動物に使用されるもの	1件につき <u>32,100円</u>																																
とうもろこしと魚粉とを混合した飼料	1件につき <u>16,400円</u>																																
フィッシュソリユブルをふすま、米ぬか等に吸着させた飼料	1件につき <u>38,300円</u>																																
魚粉	1件につき <u>24,200円</u>																																
フェザーミール	1件につき <u>29,600円</u>																																
備考 省略																																	

(興行場の構造設備の基準等に関する条例の一部改正)

第13条 興行場の構造設備の基準等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第21条 省略</p> <p>2 前項に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 常設興行場に係る営業許可申請手数料 1件につき <u>14,300</u>円</p> <p>(2) 仮設興行場に係る営業許可申請手数料 1件につき <u>6,300</u>円</p> <p>3 省略</p>	<p>(手数料)</p> <p>第21条 省略</p> <p>2 前項に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 常設興行場に係る営業許可申請手数料 1件につき <u>14,200</u>円</p> <p>(2) 仮設興行場に係る営業許可申請手数料 1件につき <u>6,200</u>円</p> <p>3 省略</p>

(化製場等の構造設備の基準等に関する条例の一部改正)

第14条 化製場等の構造設備の基準等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(手数料)</p> <p>第9条 次の表の左欄に掲げる許可を受けようとする者は、当該右欄に掲げる額の手数料(以下「手数料」という。)を当該許可の申請の際に納付しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">法第3条第1項の規定に基づく化製場の設置の許可</td> <td style="width: 30%;">1件につき <u>19,180</u>円</td> </tr> <tr> <td>法第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定に基づく死亡獣畜取扱場(同条に規定する施設を含む。)の設置の許可</td> <td>1件につき <u>12,090</u>円</td> </tr> </table> <p>2 省略</p>	法第3条第1項の規定に基づく化製場の設置の許可	1件につき <u>19,180</u> 円	法第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定に基づく死亡獣畜取扱場(同条に規定する施設を含む。)の設置の許可	1件につき <u>12,090</u> 円	<p>(手数料)</p> <p>第9条 次の表の左欄に掲げる許可を受けようとする者は、当該右欄に掲げる額の手数料(以下「手数料」という。)を当該許可の申請の際に納付しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">法第3条第1項の規定に基づく化製場の設置の許可</td> <td style="width: 30%;">1件につき <u>19,070</u>円</td> </tr> <tr> <td>法第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定に基づく死亡獣畜取扱場(同条に規定する施設を含む。)の設置の許可</td> <td>1件につき <u>12,030</u>円</td> </tr> </table> <p>2 省略</p>	法第3条第1項の規定に基づく化製場の設置の許可	1件につき <u>19,070</u> 円	法第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定に基づく死亡獣畜取扱場(同条に規定する施設を含む。)の設置の許可	1件につき <u>12,030</u> 円
法第3条第1項の規定に基づく化製場の設置の許可	1件につき <u>19,180</u> 円								
法第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定に基づく死亡獣畜取扱場(同条に規定する施設を含む。)の設置の許可	1件につき <u>12,090</u> 円								
法第3条第1項の規定に基づく化製場の設置の許可	1件につき <u>19,070</u> 円								
法第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定に基づく死亡獣畜取扱場(同条に規定する施設を含む。)の設置の許可	1件につき <u>12,030</u> 円								

(愛媛県の海を管理する条例の一部改正)

第15条 愛媛県の海を管理する条例(平成7年愛媛県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>別表第1(第10条関係)</p> <p style="text-align: center;">占 用 料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">省略</td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 期間が1月未満のものにあつては、この表の規定にかかわらず、同表に規定する金額に<u>103分の108</u>を乗じて得た額(1円未満切捨て)を同表に規定する金額とする。</p> <p>2~5 省略</p> <p>別表第2(第10条関係)</p> <p style="text-align: center;">土 石 採 取 料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>料 金</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かき込砂利</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>43</u>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂・砂利</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>55</u>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	省略	省略	種 目	単 位	料 金	摘 要	省略				かき込砂利	1立方メートル	<u>43</u> 円		砂・砂利	1立方メートル	<u>55</u> 円		<p>別表第1(第10条関係)</p> <p style="text-align: center;">占 用 料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">省略</td> <td style="width: 20%;">省略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 期間が1月未満のものにあつては、この表の規定にかかわらず、同表に規定する金額に<u>103分の105</u>を乗じて得た額(1円未満切捨て)を同表に規定する金額とする。</p> <p>2~5 省略</p> <p>別表第2(第10条関係)</p> <p style="text-align: center;">土 石 採 取 料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>料 金</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かき込砂利</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>42</u>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂・砂利</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>53</u>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	省略	省略	種 目	単 位	料 金	摘 要	省略				かき込砂利	1立方メートル	<u>42</u> 円		砂・砂利	1立方メートル	<u>53</u> 円	
省略	省略																																				
種 目	単 位	料 金	摘 要																																		
省略																																					
かき込砂利	1立方メートル	<u>43</u> 円																																			
砂・砂利	1立方メートル	<u>55</u> 円																																			
省略	省略																																				
種 目	単 位	料 金	摘 要																																		
省略																																					
かき込砂利	1立方メートル	<u>42</u> 円																																			
砂・砂利	1立方メートル	<u>53</u> 円																																			

栗石・玉石	1立方メートル	55円	省略
省略			

備考 省略

栗石・玉石	1立方メートル	53円	省略
省略			

備考 省略

(愛媛県美術館使用料条例の一部改正)

第16条 愛媛県美術館使用料条例(平成10年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前					
別表(第2条、第5条関係)				別表(第2条、第5条関係)					
種 別		単 位	金 額	種 別		単 位	金 額		
省略				省略					
施設使 用料	展示室	1室1日につき	<u>28,600円</u>	施設使 用料	展示室	1室1日につき	<u>27,820円</u>		
	講堂	1日につき	<u>7,610円</u>		講堂	1日につき	<u>7,400円</u>		
	研修室	1日につき	<u>4,550円</u>		研修室	1日につき	<u>4,430円</u>		
	県民ギャラリー	全室使用	1日につき		52,860円	県民ギャラリー	全室使用	1日につき	<u>51,460円</u>
	—	単室使用	1室1日につき		<u>14,670円</u>	—	単室使用	1室1日につき	<u>14,270円</u>
特別利用料		1点1回につき	<u>5,140円</u>	特別利用料		1点1回につき	<u>5,000円</u>		

(食品衛生法施行条例の一部改正)

第17条 食品衛生法施行条例(平成12年愛媛県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第6(第7条関係)			別表第6(第7条関係)		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1 法第26条第1項の規定に基づく食品等の検査	食品等検査手数料	食品、添加物並びに器具及び容器包装の検査の項目ごとに <u>45,510円</u> を超えない範囲内において規則で定める金額	1 法第26条第1項の規定に基づく食品等の検査	食品等検査手数料	食品、添加物並びに器具及び容器包装の検査の項目ごとに <u>44,420円</u> を超えない範囲内において規則で定める金額
2 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	(1) 露天屋台に係るもの <u>8,100円</u> (2)・(3) 省略	2 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	(1) 露天屋台に係るもの <u>8,000円</u> (2)・(3) 省略
3 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく喫茶店営業の許可の申請に対する審査	喫茶店営業許可申請手数料	(1) 省略 (2) その他に係るもの <u>9,700円</u>	3 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく喫茶店営業の許可の申請に対する審査	喫茶店営業許可申請手数料	(1) 省略 (2) その他に係るもの <u>9,600円</u>
4 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	(1) 省略 (2) 今川焼のうちその他に係るもの <u>9,300円</u> (3) 省略	4 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	(1) 省略 (2) 今川焼のうちその他に係るもの <u>9,200円</u> (3) 省略
5～9 省略			5～9 省略		

10 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	9,700円
11 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく乳類販売業の許可の申請に対する審査	乳類販売業許可申請手数料	(1) 省略 (2) その他に係るもの 9,700円
12 省略		
13 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	9,700円
14 省略		
15 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	9,700円
16～35 省略		
備考 省略		

10 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	9,600円
11 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく乳類販売業の許可の申請に対する審査	乳類販売業許可申請手数料	(1) 省略 (2) その他に係るもの 9,600円
12 省略		
13 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	9,600円
14 省略		
15 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	9,600円
16～35 省略		
備考 省略		

(愛媛県河川流水占用料等徴収条例の一部改正)

第18条 愛媛県河川流水占用料等徴収条例(平成12年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
流水占用料		流水占用料	
種目	金額	種目	金額
発電のための流水占用料	河川法施行令第18条第1項第3号の建設大臣が定める額の件(昭和50年8月建設省告示第1125号)の表の上欄に掲げる発電所の区分に応じ、それぞれ、年額として、同表の下欄に掲げる式により算出した額に103分の108を乗じて得た額	発電のための流水占用料	河川法施行令第18条第1項第3号の建設大臣が定める額の件(昭和50年8月建設省告示第1125号)の表の上欄に掲げる発電所の区分に応じ、それぞれ、年額として、同表の下欄に掲げる式により算出した額に103分の105を乗じて得た額
鉱工業のための流水占用料	使用水量毎秒1リットルにつき年額 3,220円	鉱工業のための流水占用料	使用水量毎秒1リットルにつき年額 3,130円
省略		省略	
備考 省略		備考 省略	
別表第2(第2条関係)		別表第2(第2条関係)	
土地占用料		土地占用料	
省略		省略	
備考		備考	
1 土地占用の期間が1月未満のものにあっては、この表の規定にかかわらず、同表に規定する金額に103分の108を乗じて得た額(1円未満切捨て)を同表に規定する金額とする。		1 土地占用の期間が1月未満のものにあっては、この表の規定にかかわらず、同表に規定する金額に103分の105を乗じて得た額(1円未満切捨て)を同表に規定する金額とする。	
2～6 省略		2～6 省略	

別表第3（第2条関係）

土石採取料その他の河川産出物採取料

種 目	金 額	摘 要
土砂	1立方メートルにつき 43円	
かき込砂利	1立方メートルにつき 55円	
砂・砂利	1立方メートルにつき 65円	
省略		
川	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートルにつき 1,660円
	石	こう長60センチメートル以上のもの
省略		

備考 省略

別表第3（第2条関係）

土石採取料その他の河川産出物採取料

種 目	金 額	摘 要
土砂	1立方メートルにつき 42円	
かき込砂利	1立方メートルにつき 53円	
砂・砂利	1立方メートルにつき 64円	
省略		
川	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートルにつき 1,610円
	石	こう長60センチメートル以上のもの
省略		

備考 省略

（愛媛県海岸占用料等徴収条例の一部改正）

第19条 愛媛県海岸占用料等徴収条例（平成12年愛媛県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>占 用 料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>備考</p> <p>1 期間が1月未満のものにあつては、この表の規定にかかわらず、同表に規定する金額に103分の108を乗じて得た額（1円未満切捨て）を同表に規定する金額とする。</p> <p>2～5 省略</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p>土 石 採 取 料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>43円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かき込砂利</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>55円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂・砂利</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>65円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>栗石・玉石</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>113円</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">転</td> <td>こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>1,655円</u></td> </tr> <tr> <td>石</td> <td>こう長60センチメートル以上のもの</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>3,312円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	種 目	単 位	金 額	摘 要	土砂	1立方メートル	<u>43円</u>		かき込砂利	1立方メートル	<u>55円</u>		砂・砂利	1立方メートル	<u>65円</u>		栗石・玉石	1立方メートル	<u>113円</u>	省略	転	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートル	<u>1,655円</u>	石	こう長60センチメートル以上のもの	1立方メートル	<u>3,312円</u>	省略				<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>占 用 料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>備考</p> <p>1 期間が1月未満のものにあつては、この表の規定にかかわらず、同表に規定する金額に103分の105を乗じて得た額（1円未満切捨て）を同表に規定する金額とする。</p> <p>2～5 省略</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p>土 石 採 取 料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>42円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かき込砂利</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>53円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂・砂利</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>64円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>栗石・玉石</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>110円</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">転</td> <td>こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>1,610円</u></td> </tr> <tr> <td>石</td> <td>こう長60センチメートル以上のもの</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>3,220円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	種 目	単 位	金 額	摘 要	土砂	1立方メートル	<u>42円</u>		かき込砂利	1立方メートル	<u>53円</u>		砂・砂利	1立方メートル	<u>64円</u>		栗石・玉石	1立方メートル	<u>110円</u>	省略	転	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートル	<u>1,610円</u>	石	こう長60センチメートル以上のもの	1立方メートル	<u>3,220円</u>	省略			
種 目	単 位	金 額	摘 要																																																														
土砂	1立方メートル	<u>43円</u>																																																															
かき込砂利	1立方メートル	<u>55円</u>																																																															
砂・砂利	1立方メートル	<u>65円</u>																																																															
栗石・玉石	1立方メートル	<u>113円</u>	省略																																																														
転	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートル	<u>1,655円</u>																																																														
	石	こう長60センチメートル以上のもの	1立方メートル	<u>3,312円</u>																																																													
省略																																																																	
種 目	単 位	金 額	摘 要																																																														
土砂	1立方メートル	<u>42円</u>																																																															
かき込砂利	1立方メートル	<u>53円</u>																																																															
砂・砂利	1立方メートル	<u>64円</u>																																																															
栗石・玉石	1立方メートル	<u>110円</u>	省略																																																														
転	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートル	<u>1,610円</u>																																																														
	石	こう長60センチメートル以上のもの	1立方メートル	<u>3,220円</u>																																																													
省略																																																																	

（愛媛県在宅介護研修センター使用料条例の一部改正）

第20条 愛媛県在宅介護研修センター使用料条例（平成16年愛媛県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>備考 愛媛県在宅介護研修センター管理条例（平成15年愛媛県条例第63号）第4条第1項の利用時間以外の時間にセンターを使用する場合は、1室1時間につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める額を別表に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">研 修 室</td> <td style="text-align: center;"><u>560円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">和 室</td> <td style="text-align: center;"><u>420円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	研 修 室	<u>560円</u>	和 室	<u>420円</u>	<p>別表（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>備考 愛媛県在宅介護研修センター管理条例（平成15年愛媛県条例第63号）第4条第1項の利用時間以外の時間にセンターを使用する場合は、1室1時間につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める額を別表に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">研 修 室</td> <td style="text-align: center;"><u>550円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">和 室</td> <td style="text-align: center;"><u>410円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	研 修 室	<u>550円</u>	和 室	<u>410円</u>
区 分	金 額												
研 修 室	<u>560円</u>												
和 室	<u>420円</u>												
区 分	金 額												
研 修 室	<u>550円</u>												
和 室	<u>410円</u>												

（愛媛県男女共同参画センター管理条例の一部改正）

第21条 愛媛県男女共同参画センター管理条例（平成17年愛媛県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																								
<p>別表（第4条、第6条、第9条、第10条、第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>6,150円</u></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>2,590円</u></td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>1,390円</u></td> </tr> <tr> <td>円卓会議室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>1,110円</u></td> </tr> <tr> <td>第1会議室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>1,270円</u></td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>780円</u></td> </tr> <tr> <td>ワーキングルーム</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>1,270円</u></td> </tr> <tr> <td>レクリエーション室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>2,240円</u></td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>1,560円</u></td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>510円</u></td> </tr> <tr> <td>作業室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>410円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	区 分	単 位	金 額	多目的ホール	1時間につき	<u>6,150円</u>	研修室	1時間につき	<u>2,590円</u>	視聴覚室	1時間につき	<u>1,390円</u>	円卓会議室	1時間につき	<u>1,110円</u>	第1会議室	1時間につき	<u>1,270円</u>	第2会議室	1時間につき	<u>780円</u>	ワーキングルーム	1時間につき	<u>1,270円</u>	レクリエーション室	1時間につき	<u>2,240円</u>	和室	1時間につき	<u>1,560円</u>	茶室	1時間につき	<u>510円</u>	作業室	1時間につき	<u>410円</u>	<p>別表（第4条、第6条、第9条、第10条、第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>5,980円</u></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>2,520円</u></td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>1,360円</u></td> </tr> <tr> <td>円卓会議室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>1,080円</u></td> </tr> <tr> <td>第1会議室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>1,240円</u></td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>760円</u></td> </tr> <tr> <td>ワーキングルーム</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>1,240円</u></td> </tr> <tr> <td>レクリエーション室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>2,180円</u></td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>1,520円</u></td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>500円</u></td> </tr> <tr> <td>作業室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: center;"><u>400円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	区 分	単 位	金 額	多目的ホール	1時間につき	<u>5,980円</u>	研修室	1時間につき	<u>2,520円</u>	視聴覚室	1時間につき	<u>1,360円</u>	円卓会議室	1時間につき	<u>1,080円</u>	第1会議室	1時間につき	<u>1,240円</u>	第2会議室	1時間につき	<u>760円</u>	ワーキングルーム	1時間につき	<u>1,240円</u>	レクリエーション室	1時間につき	<u>2,180円</u>	和室	1時間につき	<u>1,520円</u>	茶室	1時間につき	<u>500円</u>	作業室	1時間につき	<u>400円</u>
区 分	単 位	金 額																																																																							
多目的ホール	1時間につき	<u>6,150円</u>																																																																							
研修室	1時間につき	<u>2,590円</u>																																																																							
視聴覚室	1時間につき	<u>1,390円</u>																																																																							
円卓会議室	1時間につき	<u>1,110円</u>																																																																							
第1会議室	1時間につき	<u>1,270円</u>																																																																							
第2会議室	1時間につき	<u>780円</u>																																																																							
ワーキングルーム	1時間につき	<u>1,270円</u>																																																																							
レクリエーション室	1時間につき	<u>2,240円</u>																																																																							
和室	1時間につき	<u>1,560円</u>																																																																							
茶室	1時間につき	<u>510円</u>																																																																							
作業室	1時間につき	<u>410円</u>																																																																							
区 分	単 位	金 額																																																																							
多目的ホール	1時間につき	<u>5,980円</u>																																																																							
研修室	1時間につき	<u>2,520円</u>																																																																							
視聴覚室	1時間につき	<u>1,360円</u>																																																																							
円卓会議室	1時間につき	<u>1,080円</u>																																																																							
第1会議室	1時間につき	<u>1,240円</u>																																																																							
第2会議室	1時間につき	<u>760円</u>																																																																							
ワーキングルーム	1時間につき	<u>1,240円</u>																																																																							
レクリエーション室	1時間につき	<u>2,180円</u>																																																																							
和室	1時間につき	<u>1,520円</u>																																																																							
茶室	1時間につき	<u>500円</u>																																																																							
作業室	1時間につき	<u>400円</u>																																																																							

（愛媛県総合社会福祉会館管理条例の一部改正）

第22条 愛媛県総合社会福祉会館管理条例（平成17年愛媛県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>別表第2（第12条、第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1日につき</td> <td style="text-align: center;"><u>21,790円</u></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1日につき</td> <td style="text-align: center;"><u>15,910円</u></td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>1日につき</td> <td style="text-align: center;"><u>10,610円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1室1日につき</td> <td style="text-align: center;"><u>10,610円</u></td> </tr> <tr> <td>円卓会議室</td> <td>1日につき</td> <td style="text-align: center;"><u>7,750円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	多目的ホール	1日につき	<u>21,790円</u>	研修室	1日につき	<u>15,910円</u>	視聴覚室	1日につき	<u>10,610円</u>	会議室	1室1日につき	<u>10,610円</u>	円卓会議室	1日につき	<u>7,750円</u>	<p>別表第2（第12条、第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1日につき</td> <td style="text-align: center;"><u>21,190円</u></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1日につき</td> <td style="text-align: center;"><u>15,470円</u></td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>1日につき</td> <td style="text-align: center;"><u>10,320円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1室1日につき</td> <td style="text-align: center;"><u>10,320円</u></td> </tr> <tr> <td>円卓会議室</td> <td>1日につき</td> <td style="text-align: center;"><u>7,540円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	多目的ホール	1日につき	<u>21,190円</u>	研修室	1日につき	<u>15,470円</u>	視聴覚室	1日につき	<u>10,320円</u>	会議室	1室1日につき	<u>10,320円</u>	円卓会議室	1日につき	<u>7,540円</u>
区 分	単 位	金 額																																			
多目的ホール	1日につき	<u>21,790円</u>																																			
研修室	1日につき	<u>15,910円</u>																																			
視聴覚室	1日につき	<u>10,610円</u>																																			
会議室	1室1日につき	<u>10,610円</u>																																			
円卓会議室	1日につき	<u>7,750円</u>																																			
区 分	単 位	金 額																																			
多目的ホール	1日につき	<u>21,190円</u>																																			
研修室	1日につき	<u>15,470円</u>																																			
視聴覚室	1日につき	<u>10,320円</u>																																			
会議室	1室1日につき	<u>10,320円</u>																																			
円卓会議室	1日につき	<u>7,540円</u>																																			

(ファミリーハウスあい管理条例の一部改正)

第23条 ファミリーハウスあい管理条例(平成17年愛媛県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用料金の額)</p> <p>第11条 利用料金の額は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。</p> <p>(1) 宿泊室の宿泊利用 1室1人1泊につき <u>2,100円</u></p> <p>(2) 宿泊室の休憩利用 1室1人1回につき <u>1,050円</u></p> <p>2～4 省略</p>	<p>(利用料金の額)</p> <p>第11条 利用料金の額は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。</p> <p>(1) 宿泊室の宿泊利用 1室1人1泊につき <u>2,000円</u></p> <p>(2) 宿泊室の休憩利用 1室1人1回につき <u>1,000円</u></p> <p>2～4 省略</p>

(愛媛国際貿易センター管理条例の一部改正)

第24条 愛媛国際貿易センター管理条例(平成17年愛媛県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																						
<p>別表第1(第7条、第8条、第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大展示場</td> <td>1日につき</td> <td><u>908,760円</u></td> </tr> <tr> <td>小展示場</td> <td>1日につき</td> <td><u>382,180円</u></td> </tr> <tr> <td>屋外展示場</td> <td>1日につき</td> <td><u>132,100円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1室1日につき</td> <td><u>86,810円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p> <p>別表第2(第7条、第8条、第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定管理者が定める 附属設備及び備品</td> <td>1点又は1式1日につき</td> <td><u>23,060円</u></td> </tr> <tr> <td>冷暖房設備</td> <td>1時間につき</td> <td><u>25,470円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	区 分	単 位	金 額	大展示場	1日につき	<u>908,760円</u>	小展示場	1日につき	<u>382,180円</u>	屋外展示場	1日につき	<u>132,100円</u>	会議室	1室1日につき	<u>86,810円</u>	区 分	単 位	金 額	指定管理者が定める 附属設備及び備品	1点又は1式1日につき	<u>23,060円</u>	冷暖房設備	1時間につき	<u>25,470円</u>	省略			<p>別表第1(第7条、第8条、第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大展示場</td> <td>1日につき</td> <td><u>883,520円</u></td> </tr> <tr> <td>小展示場</td> <td>1日につき</td> <td><u>371,570円</u></td> </tr> <tr> <td>屋外展示場</td> <td>1日につき</td> <td><u>128,440円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1室1日につき</td> <td><u>84,400円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p> <p>別表第2(第7条、第8条、第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定管理者が定める 附属設備及び備品</td> <td>1点又は1式1日につき</td> <td><u>22,420円</u></td> </tr> <tr> <td>冷暖房設備</td> <td>1時間につき</td> <td><u>24,770円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	区 分	単 位	金 額	大展示場	1日につき	<u>883,520円</u>	小展示場	1日につき	<u>371,570円</u>	屋外展示場	1日につき	<u>128,440円</u>	会議室	1室1日につき	<u>84,400円</u>	区 分	単 位	金 額	指定管理者が定める 附属設備及び備品	1点又は1式1日につき	<u>22,420円</u>	冷暖房設備	1時間につき	<u>24,770円</u>	省略		
区 分	単 位	金 額																																																					
大展示場	1日につき	<u>908,760円</u>																																																					
小展示場	1日につき	<u>382,180円</u>																																																					
屋外展示場	1日につき	<u>132,100円</u>																																																					
会議室	1室1日につき	<u>86,810円</u>																																																					
区 分	単 位	金 額																																																					
指定管理者が定める 附属設備及び備品	1点又は1式1日につき	<u>23,060円</u>																																																					
冷暖房設備	1時間につき	<u>25,470円</u>																																																					
省略																																																							
区 分	単 位	金 額																																																					
大展示場	1日につき	<u>883,520円</u>																																																					
小展示場	1日につき	<u>371,570円</u>																																																					
屋外展示場	1日につき	<u>128,440円</u>																																																					
会議室	1室1日につき	<u>84,400円</u>																																																					
区 分	単 位	金 額																																																					
指定管理者が定める 附属設備及び備品	1点又は1式1日につき	<u>22,420円</u>																																																					
冷暖房設備	1時間につき	<u>24,770円</u>																																																					
省略																																																							

(愛媛県植物くん蒸所管理条例の一部改正)

第25条 愛媛県植物くん蒸所管理条例(平成17年愛媛県条例第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の額)</p> <p>第10条 使用料の額は、くん蒸庫1室の使用1回につき、<u>14,810円</u>の範囲内で規則で定める額とする。</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第10条 使用料の額は、くん蒸庫1室の使用1回につき、<u>14,400円</u>の範囲内で規則で定める額とする。</p>

(テクノプラザ愛媛管理条例の一部改正)

第26条 テクノプラザ愛媛管理条例(平成17年愛媛県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>別表第1(第4条、第6条、第8条、第9条、第12条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テクノホール</td> <td>1時間につき</td> <td><u>6,090円</u></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1室1時間につき</td> <td><u>2,710円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	テクノホール	1時間につき	<u>6,090円</u>	研修室	1室1時間につき	<u>2,710円</u>	<p>別表第1(第4条、第6条、第8条、第9条、第12条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テクノホール</td> <td>1時間につき</td> <td><u>5,920円</u></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1室1時間につき</td> <td><u>2,640円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	テクノホール	1時間につき	<u>5,920円</u>	研修室	1室1時間につき	<u>2,640円</u>
区 分	単 位	金 額																	
テクノホール	1時間につき	<u>6,090円</u>																	
研修室	1室1時間につき	<u>2,710円</u>																	
区 分	単 位	金 額																	
テクノホール	1時間につき	<u>5,920円</u>																	
研修室	1室1時間につき	<u>2,640円</u>																	

会議室	1室1時間につき	1,720円
-----	----------	--------

備考 省略

別表第2（第4条 - 第6条、第8条、第9条、第12条関係）

区 分	単 位	金 額
共同研究室	1平方メートル1月につき	1,880円
インキュベーター・ルーム	1平方メートル1月につき	1,880円
創業準備室	1区画1月につき	5,140円
倉庫	1平方メートル1月につき	620円
第2駐車場及び第4駐車場	1台1月につき	3,130円

備考 省略

会議室	1室1時間につき	1,680円
-----	----------	--------

備考 省略

別表第2（第4条 - 第6条、第8条、第9条、第12条関係）

区 分	単 位	金 額
共同研究室	1平方メートル1月につき	1,830円
インキュベーター・ルーム	1平方メートル1月につき	1,830円
創業準備室	1区画1月につき	5,000円
倉庫	1平方メートル1月につき	610円
第2駐車場及び第4駐車場	1台1月につき	3,050円

備考 省略

（愛媛県生活文化センター管理条例の一部改正）

第27条 愛媛県生活文化センター管理条例（平成17年愛媛県条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第8条、第12条関係）			別表（第8条、第12条関係）		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
大広間	1日につき	31,760円	大広間	1日につき	30,880円
洋室	1室1日につき	19,700円	洋室	1室1日につき	19,160円
和室	1室1日につき	4,110円	和室	1室1日につき	4,000円
備考1 第4条の開所時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間（利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。			備考1 第4条の開所時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間（利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。		
区 分	金 額		区 分	金 額	
大広間	3,620円		大広間	3,520円	
洋室	2,150円		洋室	2,090円	
和室	410円		和室	400円	
2 省略			2 省略		

（愛媛県民文化会館管理条例の一部改正）

第28条 愛媛県民文化会館管理条例（平成17年愛媛県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第8条、第12条関係）			別表（第8条、第12条関係）		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
メインホール	1日につき	578,770円	メインホール	1日につき	562,700円
サブホール	1日につき	254,160円	サブホール	1日につき	247,100円
多目的ホール	1日につき	868,170円	多目的ホール	1日につき	844,060円
リハーサル室	1室1日につき	18,650円	リハーサル室	1室1日につき	18,140円
楽屋	1室1日につき	2,400円	楽屋	1室1日につき	2,340円
会議室	1室1日につき	180,330円	会議室	1室1日につき	175,330円

備考 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間（利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。

区 分	金 額
メインホール	85,080円
サブホール	37,350円
多目的ホール	104,170円
リハーサル室	2,730円
省略	
会議室	25,960円

備考 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間（利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。

区 分	金 額
メインホール	82,720円
サブホール	36,320円
多目的ホール	101,280円
リハーサル室	2,660円
省略	
会議室	25,240円

（愛媛県武道館管理条例の一部改正）

第29条 愛媛県武道館管理条例（平成17年愛媛県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第8条、第12条関係）			別表（第8条、第12条関係）		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
主道場	1日につき	919,850円	主道場	1日につき	894,300円
柔道場	1日につき	66,650円	柔道場	1日につき	64,800円
剣道場	1日につき	66,650円	剣道場	1日につき	64,800円
副道場	1日につき	36,300円	副道場	1日につき	35,300円
会議室	1室1時間につき	1,540円	会議室	1室1時間につき	1,500円
トレーニング施設	1人1回につき	3,080円	トレーニング施設	1人1回につき	3,000円
備考1・2 省略			備考1・2 省略		
3 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間（利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。			3 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間（利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。		
区 分	金 額		区 分	金 額	
主道場	86,500円		主道場	84,100円	
柔道場	6,670円		柔道場	6,490円	
剣道場	6,670円		剣道場	6,490円	
副道場	3,960円		副道場	3,850円	

（愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例の一部改正）

第30条 愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例（平成19年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
（使用料及び手数料の徴収）		（使用料及び手数料の徴収）	
第1条 省略		第1条 省略	
2 センターにおいて、診断書その他の文書等の交付を受ける者又は医師との面談を行う者から、この条例の定めるところにより、		2 センターにおいて、診断書その他の文書等の交付を受ける者	から、この条例の定めるところにより、

<p>手数料を徴収する。 (使用料及び手数料の額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前条第2項に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、1件につき<u>5,500円</u>の範囲内で規則で定める額とする。 (使用料及び手数料の納付時期)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 手数料は、診断書その他の文書等の交付の申請又は医師との面談の際に納付しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、後納させることができる。</p>	<p>手数料を徴収する。 (使用料及び手数料の額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前条第2項に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、1件につき<u>5,040円</u>の範囲内で規則で定める額とする。 (使用料及び手数料の納付時期)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 手数料は、診断書その他の文書等の交付の申請_____の際に納付しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、後納させることができる。</p>
--	---

(愛媛県生涯学習センター管理条例の一部改正)

第31条 愛媛県生涯学習センター管理条例(平成20年愛媛県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																		
<p>(特別利用料の額)</p> <p>第17条 特別利用料の額は、センター資料1点の特別利用1回につき、<u>5,140円</u>の範囲内で教育委員会が定める額とする。</p> <p>別表(第4条、第8条、第12条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パソコン演習室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: right;"><u>2,550円</u></td> </tr> <tr> <td>展示室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: right;"><u>390円</u></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1室1時間につき</td> <td style="text-align: right;"><u>2,030円</u></td> </tr> <tr> <td>演劇レッスン室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: right;"><u>1,350円</u></td> </tr> <tr> <td>音楽レッスン室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: right;"><u>1,320円</u></td> </tr> <tr> <td>ホール</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: right;"><u>10,380円</u></td> </tr> <tr> <td>楽屋</td> <td>1室1時間につき</td> <td style="text-align: right;"><u>470円</u></td> </tr> <tr> <td>リハーサル室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: right;"><u>1,200円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: right;"><u>650円</u></td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: right;"><u>810円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	区 分	単 位	金 額	パソコン演習室	1時間につき	<u>2,550円</u>	展示室	1時間につき	<u>390円</u>	研修室	1室1時間につき	<u>2,030円</u>	演劇レッスン室	1時間につき	<u>1,350円</u>	音楽レッスン室	1時間につき	<u>1,320円</u>	ホール	1時間につき	<u>10,380円</u>	楽屋	1室1時間につき	<u>470円</u>	リハーサル室	1時間につき	<u>1,200円</u>	会議室	1時間につき	<u>650円</u>	ミーティングルーム	1時間につき	<u>810円</u>	<p>(特別利用料の額)</p> <p>第17条 特別利用料の額は、センター資料1点の特別利用1回につき、<u>5,000円</u>の範囲内で教育委員会が定める額とする。</p> <p>別表(第4条、第8条、第12条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パソコン演習室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: right;"><u>2,480円</u></td> </tr> <tr> <td>展示室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: right;"><u>380円</u></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1室1時間につき</td> <td style="text-align: right;"><u>1,980円</u></td> </tr> <tr> <td>演劇レッスン室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: right;"><u>1,320円</u></td> </tr> <tr> <td>音楽レッスン室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: right;"><u>1,290円</u></td> </tr> <tr> <td>ホール</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: right;"><u>10,100円</u></td> </tr> <tr> <td>楽屋</td> <td>1室1時間につき</td> <td style="text-align: right;"><u>460円</u></td> </tr> <tr> <td>リハーサル室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: right;"><u>1,170円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: right;"><u>640円</u></td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: right;"><u>790円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	区 分	単 位	金 額	パソコン演習室	1時間につき	<u>2,480円</u>	展示室	1時間につき	<u>380円</u>	研修室	1室1時間につき	<u>1,980円</u>	演劇レッスン室	1時間につき	<u>1,320円</u>	音楽レッスン室	1時間につき	<u>1,290円</u>	ホール	1時間につき	<u>10,100円</u>	楽屋	1室1時間につき	<u>460円</u>	リハーサル室	1時間につき	<u>1,170円</u>	会議室	1時間につき	<u>640円</u>	ミーティングルーム	1時間につき	<u>790円</u>
区 分	単 位	金 額																																																																	
パソコン演習室	1時間につき	<u>2,550円</u>																																																																	
展示室	1時間につき	<u>390円</u>																																																																	
研修室	1室1時間につき	<u>2,030円</u>																																																																	
演劇レッスン室	1時間につき	<u>1,350円</u>																																																																	
音楽レッスン室	1時間につき	<u>1,320円</u>																																																																	
ホール	1時間につき	<u>10,380円</u>																																																																	
楽屋	1室1時間につき	<u>470円</u>																																																																	
リハーサル室	1時間につき	<u>1,200円</u>																																																																	
会議室	1時間につき	<u>650円</u>																																																																	
ミーティングルーム	1時間につき	<u>810円</u>																																																																	
区 分	単 位	金 額																																																																	
パソコン演習室	1時間につき	<u>2,480円</u>																																																																	
展示室	1時間につき	<u>380円</u>																																																																	
研修室	1室1時間につき	<u>1,980円</u>																																																																	
演劇レッスン室	1時間につき	<u>1,320円</u>																																																																	
音楽レッスン室	1時間につき	<u>1,290円</u>																																																																	
ホール	1時間につき	<u>10,100円</u>																																																																	
楽屋	1室1時間につき	<u>460円</u>																																																																	
リハーサル室	1時間につき	<u>1,170円</u>																																																																	
会議室	1時間につき	<u>640円</u>																																																																	
ミーティングルーム	1時間につき	<u>790円</u>																																																																	

(愛媛県総合科学博物館管理条例の一部改正)

第32条 愛媛県総合科学博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(開館時間等)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第1の1の項から<u>6</u>の項までに掲げる施設は、午前9時から午後10時まで利用することができる。</p> <p>3 省略</p> <p>(特別利用料の額)</p> <p>第17条 特別利用料の額は、博物館資料1点の特別利用1回につき、<u>5,140円</u>の範囲内で教育委員会が定める額とする。</p> <p>別表第1(第4条、第8条、第12条関係)</p>	<p>(開館時間等)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第1の1の項から<u>7</u>の項までに掲げる施設は、午前9時から午後10時まで利用することができる。</p> <p>3 省略</p> <p>(特別利用料の額)</p> <p>第17条 特別利用料の額は、博物館資料1点の特別利用1回につき、<u>5,000円</u>の範囲内で教育委員会が定める額とする。</p> <p>別表第1(第4条、第8条、第12条関係)</p>

区 分	単 位	金 額
1 多目的ホール	1時間につき	3,040円
2 省略		
3 研修室	1室1時間につき	1,600円
4 ミーティングルーム	1時間につき	880円
5 会議室	1時間につき	830円
6 オリエンテーションルーム	1時間につき	1,410円
7 企画展示室	1時間につき	3,120円

備考 省略

別表第2（第12条、第13条関係）

1 展示室観覧料

区 分	単 位	金 額
15歳以上の者（中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。）	1人1回につき	770円

2 プラネタリウム観覧料

区 分	単 位	金 額
15歳以上の者（中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。）	1人1回につき	770円
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	1人1回につき	510円

区 分	単 位	金 額
1 多目的ホール	1時間につき	2,960円
2 省略		
3 研修室	1室1時間につき	1,560円
4 パソコン演習室	1時間につき	1,520円
5 ミーティングルーム	1時間につき	860円
6 会議室	1時間につき	810円
7 オリエンテーションルーム	1時間につき	1,380円
8 企画展示室	1時間につき	3,040円

備考 省略

別表第2（第12条、第13条関係）

1 展示室観覧料

区 分	単 位	金 額
15歳以上の者（中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。）	1人1回につき	750円

2 プラネタリウム観覧料

区 分	単 位	金 額
15歳以上の者（中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。）	1人1回につき	750円
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	1人1回につき	500円

（愛媛県歴史文化博物館管理条例の一部改正）

第33条 愛媛県歴史文化博物館管理条例（平成20年愛媛県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																	
<p>（開館時間等）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第1の1の項から5の項までに掲げる施設は、午前9時から午後10時まで利用することができる。</p> <p>3 省略</p> <p>（特別利用料の額）</p> <p>第17条 特別利用料の額は、博物館資料1点の特別利用1回につき、<u>5,140円</u>の範囲内で教育委員会が定める額とする。</p> <p>別表第1（第4条、第8条、第12条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 多目的ホール</td> <td>1時間につき</td> <td>3,040円</td> </tr> <tr> <td>2 控室</td> <td>1室1時間につき</td> <td>370円</td> </tr> <tr> <td>3 研修室</td> <td>1室1時間につき</td> <td>840円</td> </tr> <tr> <td>4 ミーティングルーム</td> <td>1時間につき</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	1 多目的ホール	1時間につき	3,040円	2 控室	1室1時間につき	370円	3 研修室	1室1時間につき	840円	4 ミーティングルーム	1時間につき	800円	<p>（開館時間等）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第1の1の項から6の項までに掲げる施設は、午前9時から午後10時まで利用することができる。</p> <p>3 省略</p> <p>（特別利用料の額）</p> <p>第17条 特別利用料の額は、博物館資料1点の特別利用1回につき、<u>5,000円</u>の範囲内で教育委員会が定める額とする。</p> <p>別表第1（第4条、第8条、第12条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 多目的ホール</td> <td>1時間につき</td> <td>2,960円</td> </tr> <tr> <td>2 控室</td> <td>1室1時間につき</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>3 研修室</td> <td>1室1時間につき</td> <td>820円</td> </tr> <tr> <td>4 パソコン演習室</td> <td>1時間につき</td> <td>1,520円</td> </tr> <tr> <td>5 ミーティングルーム</td> <td>1時間につき</td> <td>780円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	1 多目的ホール	1時間につき	2,960円	2 控室	1室1時間につき	360円	3 研修室	1室1時間につき	820円	4 パソコン演習室	1時間につき	1,520円	5 ミーティングルーム	1時間につき	780円
区 分	単 位	金 額																																
1 多目的ホール	1時間につき	3,040円																																
2 控室	1室1時間につき	370円																																
3 研修室	1室1時間につき	840円																																
4 ミーティングルーム	1時間につき	800円																																
区 分	単 位	金 額																																
1 多目的ホール	1時間につき	2,960円																																
2 控室	1室1時間につき	360円																																
3 研修室	1室1時間につき	820円																																
4 パソコン演習室	1時間につき	1,520円																																
5 ミーティングルーム	1時間につき	780円																																

5 会議室	1時間につき	1,090円
6 企画展示室	1時間につき	3,660円

備考 省略

別表第2（第12条、第13条関係）

展示室観覧料

区 分	単 位	金 額
15歳以上の者（中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。）	1人1回につき	770円

6 会議室	1時間につき	1,060円
7 企画展示室	1時間につき	3,560円

備考 省略

別表第2（第12条、第13条関係）

展示室観覧料

区 分	単 位	金 額
15歳以上の者（中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。）	1人1回につき	750円

（えひめ青少年ふれあいセンター管理条例の一部改正）

第34条 えひめ青少年ふれあいセンター管理条例（平成20年愛媛県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第11条関係）			別表（第11条関係）		
区 分	金 額		区 分	金 額	
	宿泊利用	日帰り利用		宿泊利用	日帰り利用
1 省略			1 省略		
2 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は大学の生徒又は学生	1人1泊につき 610円	省略	2 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は大学の生徒又は学生	1人1泊につき 600円	省略
3 1及び2以外の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）	1人1泊につき 920円	省略	3 1及び2以外の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）	1人1泊につき 900円	省略

（萬翠荘管理条例の一部改正）

第35条 萬翠荘管理条例（平成20年愛媛県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第8条、第12条関係）			別表（第8条、第12条関係）		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
展示室	1室1日につき	4,730円	展示室	1室1日につき	4,600円
			愚陀佛庵	1日につき	3,400円
備考 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間（利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。			備考 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間（利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。		
区 分	金 額		区 分	金 額	
展示室	720円		展示室	700円	
			愚陀佛庵	500円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条中愛媛県港湾管理条例別表第4から別表第6までの改正規定及び附則第7項の規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条の規定による改正後の愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例別表の規定及び第11条の規定による改正後の愛媛県卸売市場条例第36条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収する使用料及び手数料について適用し、施行日前に徴収した使用料及び手数料については、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定による改正後の愛媛県立衛生環境研究所使用料条例第2条第1項第1号及び第2号並びに第3条第1項の規定、第4条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例別表第1及び別表第3の規定、第6条の規定による改正後の愛媛県漁港管理条例別表第2の規定、第8条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例別表2の規定（同表第1号の表の規定を除く。）、第9条の規定による改正後の愛媛県農林水産研究所使用料条例別表の規定、第10条の規定による改正後の愛媛県道路占用料徴収条例第2条第2項の規定、第15条の規定による改正後の愛媛県の海を管理する条例別表第1及び別表第2の規定、第16条の規定による改正後の愛媛県美術館使用料条例別表の規定、第18条の規定による改正後の愛媛県河川流水占用料等徴収条例別表第1から別表第3までの規定、第19条の規定による改正後の愛媛県海岸占用料等徴収条例別表第1及び別表第2の規定、第20条の規定による改正後の愛媛県在宅介護研修センター使用料条例別表の規定、第25条の規定による改正後の愛媛県植物くん蒸所管理条例第10条の規定並びに第30条の規定による改正後の愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例第2条第3項の規定は、施行日以後の使用、占用、採取又は文書等の交付に係る使用料、占用料、採取料又は手数料で施行日以後にその全額又は未徴収額について徴収するものについて適用し、施行日前の使用、占用、採取又は文書等の交付に係る使用料、占用料、採取料又は手数料及び施行日以後の使用、占用、採取又は文書等の交付に係る使用料、占用料、採取料又は手数料で施行日前にその全額について徴収したものについては、なお従前の例による。
- 4 第8条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例別表2の規定（同表第2号の表の規定を除く。）は、公園施設の設置又は管理に係る使用料で施行日以後の期間に係るものうち施行日以後に徴収するものについて適用し、公園施設の設置又は管理に係る使用料で施行日前の期間に係るもの及び公園施設の設置又は管理に係る使用料で施行日以後の期間に係るものうち施行日前に徴収したものについては、なお従前の例による。
- 5 第31条の規定による改正後の愛媛県生涯学習センター管理条例第17条の規定、第32条の規定による改正後の愛媛県総合科学博物館管理条例第17条の規定及び第33条の規定による改正後の愛媛県歴史文化博物館管理条例第17条の規定は、施行日以後の愛媛県生涯学習センター管理条例第15条第1項、愛媛県総合科学博物館管理条例第15条第1項又は愛媛県歴史文化博物館管理条例第15条第1項に規定する特別利用（以下「特別利用」という。）に係る使用料で施行日以後に徴収するものについて適用し、施行日前の特別利用に係る使用料及び施行日以後の特別利用に係る使用料で施行日前に徴収したものについては、なお従前の例による。
- 6 第8条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例別表1の規定、第21条の規定による改正後の愛媛県男女共同参画センター管理条例別表の規定、第22条の規定による改正後の愛媛県総合社会福祉会館管理条例別表第2の規定、第23条の規定による改正後のファミリーハウスあい管理条例第11条第1項の規定、第24条の規定による改正後の愛媛国際貿易センター管理条例別表第1及び別表第2の規定、第26条の規定による改正後のテクノプラザ愛媛管理条例別表第1及び別表第2の規定、第27条の規定による改正後の愛媛県生活文化センター管理条例別表の規定、第28条の規定による改正後の愛媛県県民文化会館管理条例別表の規定、第29条の規定による改正後の愛媛県武道館管理条例別表の規定、第31条の規定による改正後の愛媛県生涯学習センター管理条例別表の規定、第32条の規定による改正後の愛媛県総合科学博物館管理条例別表第1及び別表第2の規定、第33条の規定による改正後の愛媛県歴史文化博物館管理条例別表第1及び別表第2の規定、第34条の規定による改正後のえひめ青少年ふれあいセンター管理条例別表の規定並びに第35条の規定による改正後の萬翠荘管理条例別表の規定は、施行日以後の利用に係る料金で施行日以後に指定管理者がその全額又は未収受額について収受するものについて適用し、施行日前の利用に係る料金及び施行日以後の利用に係る料金で施行日前に指定管理者がその全額について収受したものについては、なお従前の例による。
- 7 第4条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例別表第4から別表第6までの規定は、平成26年5月1日以後の占用又は使用に係る占用料又は使用料で同日以後に徴収するものについて適用し、同日前の占用又は使用に係る占用料又は使用料及び同日以後の占用又は使用に係る占用料又は使用料で同日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

○愛媛県条例第10号

災害に強い愛媛づくり基金条例を次のように公布する。

平成26年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

災害に強い愛媛づくり基金条例

(設置)

- 第1条 南海トラフ巨大地震等による大規模な災害に備え、県民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、地震等による被害の軽減を図るための施策を推進するため、災害に強い愛媛づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための次に掲げる事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 防災及び危機管理に係る体制の充実に係る事業
- (2) 災害から県民を守る基盤の整備に係る事業
- (3) その他知事が必要と認める事業

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第11号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように公布する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(愛媛県社会教育委員設置条例の一部改正)

第1条 愛媛県社会教育委員設置条例(昭和24年愛媛県条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 省略</p> <p>(委嘱の基準)</p> <p>第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委嘱する。</p> <p>第3条 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>第5条 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>第2条 省略</p> <p>第3条 省略</p> <p>第4条 省略</p>

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の減額)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 職員が修学部分休業(当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は高齢者部分休業(当該職員がその定年から5年を減じ</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 職員が修学部分休業(当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は高齢者部分休業(当該職員が当該職員に係る定年退職</p>

た年齢に達した日後における最初の4月1日以後

_____の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第2条第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する地域手当及び知事が定める手当の月額の合計額を減額した給与を支給する。

日（職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第2条第1項に規定する定年退職日をいう。）から5年さかのぼつた日後の日で当該職員が申請において示した日からその_____定年退職日_____までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する地域手当及び知事が定める手当の月額の合計額を減額した給与を支給する。

（愛媛県職員退職手当条例の一部改正）

第3条 愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（勤続期間の計算）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続き職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「他の地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該他の地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」</p>	<p>（勤続期間の計算）</p> <p>第7条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続き職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「他の地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該他の地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第55条_____に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」</p>

という。)が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該他の地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該他の地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該他の地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) 省略

6～9 省略

という。)が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該他の地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該他の地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該他の地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) 省略

6～9 省略

(愛媛県固定資産評価審議会条例の一部改正)

第4条 愛媛県固定資産評価審議会条例(昭和37年愛媛県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p><u>第1条</u> この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第401条の2第5項の規定に基づき、愛媛県固定資産評価審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(組織)</p> <p><u>第2条</u> 審議会は、委員12人以内で組織する。</p> <p><u>第3条</u> 省略</p> <p><u>第4条</u> 省略</p> <p><u>第5条</u> 省略</p> <p><u>第6条</u> 省略</p>	<p>(目的)</p> <p><u>第1条</u> この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第401条の2第6項の規定に基づき、愛媛県固定資産評価審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>第2条</u> 省略</p> <p><u>第3条</u> 省略</p> <p><u>第4条</u> 省略</p> <p><u>第5条</u> 省略</p>

(愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

<p>(給与の減額)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 職員が修学部分休業(当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は高齢者部分休業(当該職員がその定年から5年を減じた年齢に達した日後における最初の4月1日以後</p> <p>_____</p> <p>_____の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第1号)第2条第1項に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する地域手当並びに管理職手当及び初任給調整手当並びに管理者が定める手当の月額の合計額を減額した給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 職員が修学部分休業(当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は高齢者部分休業(当該職員が当該職員に係る定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第1号)第2条第1項に規定する定年退職日をいう。)から5年さかのぼった日後の日で当該職員が申請において示した日からその</p> <p>_____</p> <p>_____定年退職日_____までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する地域手当並びに管理職手当及び初任給調整手当並びに管理者が定める手当の月額の合計額を減額した給与を支給する。</p>
--	---

(愛媛県介護保険審査会の公益代表委員の定数及び医師等の報酬に関する条例の一部改正)

第6条 愛媛県介護保険審査会の公益代表委員の定数及び医師等の報酬に関する条例(平成11年愛媛県条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">愛媛県介護保険審査会条例</p> <p>(公益代表委員の定数)</p> <p>第1条 _____公益を代表する委員の定数_____は、18人以内において、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第185条第1項第3号の政令で定める基準に従い知事が定める数とする。</p> <p>(合議体の委員の定数)</p> <p>第2条 法第189条第2項の合議体を構成する委員の定数は、3人とする。</p> <p>(医師等の報酬)</p> <p>第3条 法第194条第2項の規定により、診断その他の調査(以下「診断等」という。)をした医師等に対し支給する報酬_____の額は、診断等に要した特別の技能の程度並びにこれに要した時間及び費用を考慮して知事が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>— この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">愛媛県介護保険審査会の公益代表委員の定数及び医師等の報酬に関する条例</p> <p>(公益代表委員の定数)</p> <p>第1条 <u>愛媛県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数(以下「定数」という。)</u>は、18人以内において、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第185条第1項第3号の政令で定める基準に従い知事が定める数とする。</p> <p>(医師等の報酬)</p> <p>第2条 法第194条第2項の規定により、診断その他の調査(以下「診断等」という。)をした医師等に対し支給する報酬(以下「報酬」という。)<u>の額は、診断等に要した特別の技能の程度並びにこれに要した時間及び費用を考慮して知事が定める。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第17条の規定により、法の規定による手続その他の行為を行う場合における定数及び報酬の額については、本則の規定の例による。</u></p>

(職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第7条 職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(高齢者部分休業の承認)

第2条 任命権者は、その定年から5年を減じた年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後の日で

_____ 当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員 の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第2条第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

2 省略

(高齢者部分休業の承認)

第2条 任命権者は、_____職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が、当該職員に係る定年退職日（職員 の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第2条第1項に規定する定年退職日及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第1項の規定に基づき指定された日をいう。以下同じ。）から5年さかのぼった日後の日で、当該申請において示した日からその

_____ 定年退職日 _____

_____ までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

2 省略

(愛媛県留置施設視察委員会条例の一部改正)

第8条 愛媛県留置施設視察委員会条例（平成19年愛媛県条例第32号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第21条第4項の規定に基づき、愛媛県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）の定数及び任期その他委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 委員の定数は、4人とする。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第21条第6項の規定に基づき、愛媛県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の _____ 組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 委員会は、委員4人で組織する。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 _____ 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2・3 省略</p>

(公立大学法人愛媛県立医療技術大学の重要な財産を定める条例の一部改正)

第9条 公立大学法人愛媛県立医療技術大学の重要な財産を定める条例（平成22年愛媛県条例第13号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(法第6条第4項の条例で定める重要な財産)</p> <p>第1条 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項の条例で定める公立大学法人愛媛県立医療技術大学（以下「法人」という。）の保有する重要な財産は、<u>法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、同日におけるその額）が50万円以上の財産（その性質上同条の規定により処分することが不適当なものとして知事が定めるものを除く。）</u>その他知事が定める財産とする。</p> <p>(法第44条第1項の条例で定める重要な財産)</p> <p>第2条 法人に係る法 _____ 第44条第1項の条例で定める重要な財産は、<u>予定価格（適正な対価を得得する売払い以外の方法に</u></p>	<p>_____ 公立大学法人愛媛県立医療技術大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第44条第1項の条例で定める重要な財産は、<u>予定価格（適正な対価を得得する売払い以外の方法に</u></p>

より譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額)が7,000万円以上の不動産(土地については、信託しようとする場合を除き、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。)若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

より譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額)が7,000万円以上の不動産(土地については、信託しようとする場合を除き、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。)若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第12号

愛媛県国民体育大会開催基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県国民体育大会開催基金条例の一部を改正する条例

愛媛県国民体育大会開催基金条例(平成17年愛媛県条例第92号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p align="center">愛媛県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例</p> <p align="center">(設置)</p> <p>第1条 第72回国民体育大会の開催及び開催準備、同大会 に向けた競技力向上対策並びに第17回全国障害者スポーツ大会の開催及び開催準備に要する経費の財源に充てるため、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p align="center">愛媛県国民体育大会開催基金条例</p> <p align="center">(設置)</p> <p>第1条 第72回国民体育大会の開催及び開催準備並びに同大会に向けた競技力向上対策 _____ に要する経費の財源に充てるため、国民体育大会開催基金 _____ (以下「基金」という。)を設置する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第13号

愛媛県執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例

愛媛県執行機関の附属機関設置条例(昭和27年愛媛県条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第2条、第3条関係)				別表(第2条、第3条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	構成員の数の定限	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	構成員の数の定限
知事	省略			知事	省略		
	愛媛県行政改革・地方分権推進委員会	省略			愛媛県行政改革・地方分権推進委員会	省略	

愛媛県いじめ問題再調査委員会	いじめ防止対策推進法に基づく学校の設置者等が行う重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の結果についての調査審議及び意見の答申に関する事務	6人
----------------	---	----

附 則

この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第14号

愛媛県東日本大震災被災者等支援基金条例を廃止する条例を次のように公布する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県東日本大震災被災者等支援基金条例を廃止する条例

愛媛県東日本大震災被災者等支援基金条例（平成23年愛媛県条例第36号）は、廃止する。

附 則

- この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この条例の施行前に実施された廃止前の愛媛県東日本大震災被災者等支援基金条例第 1 条の目的を達成するための事業に係る精算については、同条例の規定は、平成26年 5月31日（同日までに当該精算が完了した場合には、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

○愛媛県条例第15号

愛媛県民生委員定数条例を次のように公布する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県民生委員定数条例

民生委員の定数は、次のとおりとする。

市 町	定 数
今 治 市	413人
宇 和 島 市	283人
八 幡 浜 市	136人
新 居 浜 市	294人
西 条 市	297人
大 洲 市	163人
伊 予 市	102人
四 国 中 央 市	223人
西 予 市	164人
東 温 市	66人
上 島 町	29人
久 万 高 原 町	66人
松 前 町	61人
砥 部 町	48人
内 子 町	76人
伊 方 町	65人
松 野 町	20人
鬼 北 町	49人
愛 南 町	91人

附 則

この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第16号

愛媛県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

愛媛県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成21年愛媛県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
2 この条例は、平成27年 3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第 1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年 6月30日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。	2 この条例は、平成26年 3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第 1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年 6月30日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第17号

愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年愛媛県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（愛媛県後期高齢者医療広域連合の拠出率）	（愛媛県後期高齢者医療広域連合の拠出率）
第 2 条 政令第19条第 1項の条例で定める割合は、 <u>10万分の44</u> とする。	第 2 条 政令第19条第 1項の条例で定める割合は、 <u>10,000分の 8</u> とする。

附 則

この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第18号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第 2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1（第 2条関係）			別表第 1（第 2条関係）		
名 称	目 的	位 置	名 称	目 的	位 置

省略		
省略		

省略		
愛媛県立看護 専門学校	看護師の養成を行う。	四国中央市
省略		

附 則

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 愛媛県立看護専門学校における授業料、入学金及び入学選考料徴収条例（平成8年愛媛県条例第28号）は、廃止する。

○愛媛県条例第19号

愛媛県手数料条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

（愛媛県手数料条例の一部改正）

第1条 愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条、第3条、第7条関係）				別表（第2条、第3条、第7条関係）			
1 省略				1 省略			
2 保健福祉関係事務手数料				2 保健福祉関係事務手数料			
事 務		名 称	金 額	事 務		名 称	金 額
1～72 省略				1～72 省略			
73 薬事法第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査		省略		73 薬事法第4条第2項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査		省略	
73の2～79 省略				73の2～79 省略			
79の2 薬事法第36条の8第1項の規定に基づく登録販売者試験の実施		省略		79の2 薬事法第36条の4第1項の規定に基づく登録販売者試験の実施		省略	
79の3 薬事法第36条の8第2項の規定に基づく薬事法施行規則第1条第5項第4号に規定する販売従事登録の申請に対する審査		省略		79の3 薬事法第36条の4第2項の規定に基づく薬事法施行規則第159条の7第1項に規定する販売従事登録の申請に対する審査		省略	
79の4～113 省略				79の4～113 省略			
備考 省略				備考 省略			
3～6 省略				3～6 省略			

（愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第2条 愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事 務		市 町	事 務		市 町
1～39 省略			1～39 省略		
40 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの		保健所を設置する市	40 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの		保健所を設置する市

(1)～(6) 省略	
(7) 法第40条第1項において準用する法第10条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の廃止等の届出の受理に関する事務	
(8) 法第40条第2項において準用する法第10条第1項の規定に基づく管理医療機器の販売業及び賃貸業の廃止等の届出の受理に関する事務	
(9)～(25) 省略	
40の2～62 省略	

(1)～(6) 省略	
(7) 法第40条第1項において準用する法第10条____の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の廃止等の届出の受理に関する事務	
(8) 法第40条第2項において準用する法第10条____の規定に基づく管理医療機器の販売業及び賃貸業の廃止等の届出の受理に関する事務	
(9)～(25) 省略	
40の2～62 省略	

附 則

この条例は、平成26年6月12日から施行する。

○愛媛県条例第20号

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章 省略	第1章 省略
第2章 児童発達支援	第2章 児童発達支援
第1節～第4節 省略	第1節～第4節 省略
第5節 基準該当通所支援に関する基準(第56条の2 <u>第56条の8</u>)	第5節 基準該当通所支援に関する基準(第56条の2 <u>第56条の7</u>)
第3章～第7章 省略	第3章～第7章 省略
附則	附則
(定義)	(定義)
第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。	第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。
(1)～(3) 省略	(1)～(3) 省略
(4) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第57条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第67条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び第74条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第53号。以下「 <u>指定障害福祉サービス基準条例</u> 」という。)第79条に規定する指定生活介護の事業、 <u>指定障害福祉サービス基準条例</u> 第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、 <u>指定障害福祉サービス基準条例</u> 第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、 <u>指定障害福祉サービス基準条例</u> 第162条に規定する指定就労移行支援の事業、 <u>指定障害福祉サービス基準条例</u> 第173条に規定する指定	(4) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第57条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第67条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び第74条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第53号_____)第79条に規定する指定生活介護の事業、 <u>同条例</u> _____第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、 <u>同条例</u> _____第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、 <u>同条例</u> _____第162条に規定する指定就労移行支援の事業、 <u>同条例</u> _____第173条に規定する指定

就労継続支援 A 型の事業及び指定障害福祉サービス基準条例第 186 条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業のうち 2 以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

（利益供与等の禁止）

第51条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第 5 条第 16 項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（以下「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 省略

（準用）

第56条の 5 第 5 条、第 8 条、第 13 条から第 23 条まで、第 24 条第 2 項から第 5 項まで、第 26 条第 2 項、第 27 条から第 31 条まで、第 33 条、第 35 条から第 41 条まで、第 43 条から第 47 条まで、第 49 条から第 52 条まで、第 53 条第 1 項並びに第 54 条から第 56 条までの規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

（指定生活介護事業所に関する特例）

第56条の 6 次に掲げる要件を満たす指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準条例

第 80 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護（指定障害福祉サービス基準条例第 79 条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供する場合は、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（同項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第 24 条第 2 項から第 5 項まで）の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

(1)・(2) 省略

（指定通所介護事業所に関する特例）

第56条の 7 次に掲げる要件を満たす指定通所介護事業者（愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年愛媛県条例第 62 号）第 100 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。）が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護（同条例第 99 条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供する場合は、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所（同項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第 56 条の 5（第 24 条第 2 項から第 5 項まで）の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所については、適用しない。

(1)～(3) 省略

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第56条の 8 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定地域密着

就労継続支援 A 型の事業及び同条例第 186 条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業のうち 2 以上の事業を一体的に行う事業所（同条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

（利益供与等の禁止）

第51条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第 5 条第 17 項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（以下「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 省略

（準用）

第56条の 5 第 5 条、第 8 条、第 13 条から第 23 条まで、第 24 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項まで、第 26 条第 2 項、第 27 条から第 31 条まで、第 33 条、第 35 条から第 41 条まで、第 43 条から第 47 条まで、第 49 条から第 52 条まで、第 53 条第 1 項並びに第 54 条から第 56 条までの規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

（指定生活介護事業所に関する特例）

第56条の 6 次に掲げる要件を満たす指定生活介護事業者（愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基

準等を定める条例第 80 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護（同条例第 79 条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供する場合は、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（同項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第 24 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

(1)・(2) 省略

（指定通所介護事業所に関する特例）

第56条の 7 次に掲げる要件を満たす指定通所介護事業者（愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年愛媛県条例第 62 号）第 100 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。）が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護（同条例第 99 条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供する場合は、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所（同項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第 56 条の 5（第 24 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所については、適用しない。

(1)～(3) 省略

型サービス基準省令」という。)第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合は、当該通いサービスを基準該児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第56条の5(第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する登録者をいう。)の数並びに指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第73条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。)第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を25人以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数並びに指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第73条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準省令第67条第2項第1号の居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第73条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数

の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第63条に規定する基準を満たすこと。

(5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対し適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第73条の4 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第41条まで、第43条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第56条まで、第56条の6から第56条の8まで、第65条、第67条、第71条及び第72条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

(準用)

第73条の4 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第41条まで、第43条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第56条まで、第56条の6、第56条の7、第65条、第67条、第71条及び第72条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

(愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(利益供与等の禁止) 第47条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第5条第16項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(以下「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 省略	(利益供与等の禁止) 第47条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(以下「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 省略

(愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第6章 省略 第7章 削除 第8章～第12章 省略 第13章 共同生活援助 第1節～第3節 省略 第4節 運営に関する基準(第198条の2 第201条) 第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の人員、 <u>設備及び運営に関する基準</u> 第1款 通則(第201条の2・第201条の3) 第2款 人員に関する基準(第201条の4)	目次 第1章～第6章 省略 第7章 共同生活介護 <u>第1節 基本方針(第124条)</u> <u>第2節 人員に関する基準(第125条・第126条)</u> <u>第3節 設備に関する基準(第127条)</u> <u>第4節 運営に関する基準(第128条 第141条)</u> 第8章～第12章 省略 第13章 共同生活援助 第1節～第3節 省略 第4節 運営に関する基準(第199条 第201条)

第3款 運営に関する基準（第201条の5 第201条の10）

第14章 省略

第15章 削除

第16章・第17章 省略

附則

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第4条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第8章から第13章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 省略

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護**第1節** 基本方針

第5条 省略

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3・4 省略

（従業者の員数）

第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）ごとに有すべき指定居宅介護従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第5条第1項の厚生労働大臣が定める従業者をいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2・3 省略

（従業者の員数）

第80条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章、第16章及び附則第2項において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位（指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるも

第14章 省略

第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第204条・第205条）

第16章・第17章 省略

附則

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第4条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第7章から第13章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 省略

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護**第1節** 基本方針

第5条 省略

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者
 _____であって常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3・4 省略

（従業者の員数）

第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに有すべき指定居宅介護従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第5条第1項の厚生労働大臣が定める従業者をいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2・3 省略

（従業者の員数）

第80条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章、第16章及び附則第2項において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位（指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるも

のをいう。以下この条及び附則第2項において同じ。)ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分(基準省令第78条第1項第2号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数とすること。

(ア) 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除して得た数以上

(イ) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上

(ウ) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数以上

イ～エ 省略

(3) 省略

2～6 省略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第97条 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。)第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する登録者をいう。)の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。)第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を、25人以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若

のをいう。以下この条及び附則第2項において同じ。)ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害程度区分(基準省令第78条第1項第2号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数とすること。

(ア) 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除して得た数以上

(イ) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上

(ウ) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数以上

イ～エ 省略

(3) 省略

2～6 省略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第97条 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。)第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する登録者をいう。)の数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令

_____(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。)第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者____の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を、25人以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス_____

しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を、登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。

(3) 省略

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第63条に規定する基準を満たすこと。

(5) 省略

(従業者の員数)

第100条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所(以下この章において「指定短期入所事業所」という。)として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下この章において「併設事業所」という。)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に有すべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 省略

(2) _____ 第153条

第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者(省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)又は第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業者(以下この章において「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に _____

_____ 第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)(省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。)又は第195条に規定する指定共同生活援助(以下この章において「指定自立訓練(生活訓練)等」という。)を提供する時間帯 指定自立訓練(生活訓練)事業所等(当該指定自立訓練(生活訓練)事業者等が設置する当該指定に係る _____

_____ 指定自立訓練(生活訓練)事業所(第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)又は指定共同生活援助事業所(第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。)をいう。以下この章において同じ。)の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業

_____ 又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者 _____ の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を、登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。

(3) 省略

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び _____ この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス _____

又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者 _____ の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第63条に規定する基準を満たすこと。

(5) 省略

(従業者の員数)

第100条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所(以下この章において「指定短期入所事業所」という。)として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下この章において「併設事業所」という。)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に有すべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 省略

(2) 第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業者、第153条

第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者(省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)又は第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業者(以下この章において「指定共同生活介護事業者等 _____ 」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に第124条に規定する指定共同生活介護、第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)(省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。)又は第195条に規定する指定共同生活援助(以下この章において「指定共同生活介護等 _____ 」という。)を提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等(当該指定共同生活介護事業者等 _____ が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所(第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。))、指定自立訓練(生活訓練)事業所(第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)又は指定共同生活援助事業所(第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。)をいう。以下この章において同じ。)の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等 _____ の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等 _____ における生活支援員又はこれに準ずる従業

者として必要とされる数以上

イ 省略

2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）の有すべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める数とする。

(1) 省略

(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に依り、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等を提供する時間帯 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 省略

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）の有すべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める数とする。

(1) 指定生活介護事業所

_____、第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第174条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯の区分に依り、それぞれア又はイに定める数

ア 指定生活介護_____、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第173条に規定する指定就労継続支援A型、第186条に規定する指定就労継続支援B型、第195条に規定する指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 省略

(2) 省略

（準用）

第101条 第52条の規定は、指定短期入所の事業について準用す

者として必要とされる数以上

イ 省略

2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）の有すべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める数とする。

(1) 省略

(2) 指定共同生活介護事業者等_____である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に依り、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等_____を提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業所等_____の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等_____の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等_____における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 省略

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）の有すべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める数とする。

(1) 指定生活介護事業所、第125条第1項に規定する指定共同生活

介護事業所、第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第174条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯の区分に依り、それぞれア又はイに定める数

ア 指定生活介護、第124条に規定する指定共同生活介護、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第173条に規定する指定就労継続支援A型、第186条に規定する指定就労継続支援B型、第195条に規定する指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 省略

(2) 省略

（準用）

第101条 第7条の規定は、指定短期入所の事業について準用す

る。

(定員の遵守)

第109条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の数の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) 省略

(2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員(_____ 第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活援助を行う住居(以下「共同生活住居」という。)及びユニット(居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)の入居定員)及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(3) 省略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準省令第63条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数並びに基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。

(3) 省略

(4) 基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児に対し適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(従業者の員数)

第114条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者(以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。)は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護事業者 _____ を除く。第117条において同じ。)又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

2 ~ 4 省略

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

る。

(定員の遵守)

第109条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の数の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) 省略

(2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員(第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居 _____ 及びユニット(居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)の入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(3) 省略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス _____

_____又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者 _____ に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準省令第63条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数及び _____ 基準該当短期入所の提供を受ける利用者 _____ の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。

(3) 省略

(4) 基準該当短期入所の提供を受ける利用者 _____ に対し適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(従業者の員数)

第114条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者(以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。)は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護事業者及び第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第117条において同じ。)又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

2 ~ 4 省略

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第119条 省略

2 省略

3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活援助に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

第7章 削除**第124条から第141条まで 削除****第119条 省略**

2 省略

3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活介護に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

第7章 共同生活介護**第1節 基本方針**

第124条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第125条 指定共同生活介護の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）ごとに有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 世話人 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上

(2) 生活支援員 常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号。以下「区分省令」という。）第2条第3号の区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数

イ 区分省令第2条第4号の区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数

ウ 区分省令第2条第5号の区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数

エ 区分省令第2条第6号の区分6に該当する利用者の数を25で除して得た数

(3) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超える30又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに法第29条第1項の指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定共同生活介護の従業者は、専ら指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（管理者）

第126条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができ

る。

- 2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

第127条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通じてサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、4人以上とする。

- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合は、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができる。

- 5 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

- 6 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

- 7 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とするすることができる。

(2) 一の居室の面積は、収納設備等の面積を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第4節 運営に関する基準

（入退居）

第128条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

- 2 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

- 3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

- 4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退居の記録の記載等）

第129条 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に報告しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第130条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供し

たときは、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用者負担額及び指定障害福祉サービス等費用基準額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

4 指定共同生活介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、第3項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該サービス内容及び費用について支給決定障害者に説明し、その同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第131条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。)が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(指定共同生活介護の取扱方針)

第132条 指定共同生活介護事業者は、第141条において準用する第60条第1項に規定する共同生活介護計画(以下「共同生活介護計画」という。)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行うときは、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供

に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の業務)

第133条 サービス管理責任者は、第141条において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

(4) 他の従業者に対し、技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

第134条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者及び従業者が共同で行うよう努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第135条 指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得てこれらの者に代わって行わなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第136条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員

(4) 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(5) 入居に当たっての留意事項

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 非常災害対策

(8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第137条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定共同生活介護を提供することができるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業員によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、従業員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第138条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第139条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第140条 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第141条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条及び第94条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第136条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第130条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第130条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第140条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

第157条 省略

第157条 省略

(利用者負担額に係る管理)

第157条の2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第

1 項の厚生労働大臣が定める者に限る。)が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練(生活訓練)及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(準用)

第159条 第10条から第19条まで、第21条 _____、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第88条から第94条まで _____、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と _____

_____, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第159条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と _____

_____ 読み替えるものとする。

(準用)

第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条 _____、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条から第94条まで _____、第146条、第147条及び第157条の

(準用)

第159条 第10条から第19条まで、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第88条から第94条まで、第131条第1項、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第23条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第171条において準用する基準省令第22条の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。)」のと、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第159条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第131条第1項中「入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く」とあるのは「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第171条において準用する基準省令第144条の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ」と読み替えるものとする。

(準用)

第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条から第94条まで、第131条第1項、第146条及び第147条 _____

2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と

、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第172条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第157条の2中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条において準用する

）」と読み替えるものとする。

第13章 共同生活援助

第1節 基本方針

第195条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者の員数）

第196条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）ごとに有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 世話人 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上

(2) 生活支援員 常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第4号の区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数

イ 区分省令第1条第5号の区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数

ウ 区分省令第1条第6号の区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数

エ 区分省令第1条第7号の区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数

(3) 省略

2・3 省略

（管理者）

第197条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ご

の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第23条中

「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条において準用する基準省令第22条の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第172条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第131条第1項中「入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く」とあるのは「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第184条において準用する基準省令第144条の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ」と読み替えるものとする。

第13章 共同生活援助

第1節 基本方針

第195条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談 _____ その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者の員数）

第196条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）ごとに有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 世話人 常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上

(2) 省略

2・3 省略

（準用）

第197条 第126条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用

とに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

第198条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通じてサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居を除く。以下この項及び第4項から第6項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は、4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合は、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができる。

5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下とすることができる。ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員の数と同数以下としなければならない。

6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。

(2) 一の居室の面積は、収納設備等の面積を除き、7.43平方メートル以上とすること。

9 サテライト型住居の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 入居定員は、1人とする。

(2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

(3) 居室の面積は、収納設備等の面積を除き、7.43平方メートル以上とすること。

10 第2項及び前項の「サテライト型住居」とは、当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。

第4節 運営に関する基準

（入退居）

する。

第3節 設備に関する基準

第198条 第127条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

第198条の2 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。（入退居の記録の記載等）

第198条の3 指定共同生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に報告しなければならない。（利用者負担額等の受領）

第198条の4 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用者負担額及び指定障害福祉サービス等費用基準額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

4 指定共同生活援助事業者は、前3項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第3項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該サービスの内容及び費用について支給決定障害者に説明し、その同意を得なければならない。（指定共同生活援助の取扱方針）

第198条の5 指定共同生活援助事業者は、第201条において読み替えて準用する第60条第1項に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行うときは、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供

に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の業務)

第198条の6 サービス管理責任者は、第201条において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

(4) 他の従業者に対し、技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

第199条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 省略

3 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第199条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得てこれらの者に代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第199条の3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員

(4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(5) 入居に当たっての留意事項

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 非常災害対策

(8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(家事等)

第199条 省略

2 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による _____ 家事等を受けさせてはならない。

(10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第200条 省略

2 省略

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 省略

(支援体制の確保)

第200条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第200条の3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第200条の4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条及び第157条の2

_____の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第199条の3 _____」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項 _____」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の4第2項 _____」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項 _____」の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第200条 省略

2 省略

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 省略

(準用)

第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第128条から第133条まで、第135条、第136条及び第138条から第140条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条において準用する第136条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条において準用する第130条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条において準用する第130条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条において準用する第140条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第132条第1項及び第133条第1項中「第141条」とあるのは「第201条」と、第133条第1項第3号及び第135条第1項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所 _____」と読み替えるものとする。

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の人員、設備及び運営に関する基準

第1款 通則

(通則)

第201条の2 外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助)であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画(第201条の10第1項の規定により読み替えられた、第201条において準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。)の作成、相談その他の日常生活上の援助(以下「基本サービス」という。)及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。)により当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、第197条から第199条の2まで及び第200条の2から第201条(第10条の準用に係る部分を除く。)までに定めるもののほか、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第201条の3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

第201条の4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)ごとに有すべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上
- (2) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
ア 利用者の数が30以下 1以上
イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超える30以上はその端数を増すごとに1を加えた数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに法第29条第1項の指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第3款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第201条の5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じて

適切に配慮しつつ、当該利用申込者に対し、第201条の7に規定する運営規程の概要、従業員の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者との業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じて適切に配慮しなければならない。

（受託居宅介護サービスの提供）

第201条の6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供したときは、当該受託居宅介護サービス事業者に、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

（運営規程）

第201条の7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 入居に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

（受託居宅介護サービス事業者への委託）

第201条の8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により締結しなければならない。

2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。

3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に対し、受託居宅介護サービスに係る業務につい

て必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第201条の9 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業員によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(読替え)

第201条の10 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業についての第201条において準用する第60条及び第157条の2の規定の適用については、第201条後段の規定にかかわらず、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る)」とする。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業についての第199条第3項の規定の適用については、同項中「当該指定共同生活援助事業所の従業員」とあるのは、「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業員」とする。

第15章 削除

第204条及び第205条 削除

第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

(従業員の員数に関する特例)

第204条 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活介護の事業等」という。)を一体的に行う指定共同生活介護事業所(以下「一体型指定共同生活介護事業所」という。)及び指定共同生活援助事業所(以下「一体型指定共同生活援助事業所」という。)に有すべき世話人及びサービス管理責任者の員数は、第125条第1項第1号及び第3号並びに第196条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 世話人 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計数を6で除して得た数以上

附 則

(指定生活介護の事業の人員の基準に関する特例)

2 当分の間、基準省令附則第4条第1項第1号の厚生労働大臣が定める者(以下この項において「厚生労働大臣が定める者」という。)に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に有すべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第80条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者(厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。)の平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除して得た数

イ 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数

ウ 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数

(2) 省略

(指定共同生活援助の事業の運営の基準に関する特例)

4 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合に限り、当該利用者については、第199条第3項の規定は、平成27年3月31日までの間、適用しない。

5 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、当該利用者については、第199条第3項の規定は、平成27年3月31日までの間、適用しない。

(1)・(2) 省略

(2) サービス管理責任者 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、ア又はイに掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数の合計が30以下 1以上

イ 利用者の数の合計が31以上 1に、利用者の数の合計が30を超える30又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

(設備及び定員の遵守に関する特例)

第205条 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所においては、これらの事業所の利用者の数の合計数及びその入居定員の合計数をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第127条(第198条において準用する場合を含む。)及び第139条(第201条において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

附 則

(指定生活介護の事業の人員の基準に関する特例)

2 当分の間、基準省令附則第4条第1項第1号の厚生労働大臣が定める者(以下この項において「厚生労働大臣が定める者」という。)に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に有すべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第80条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者(厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。)の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除して得た数

イ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数

ウ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数

(2) 省略

(指定共同生活介護の事業の運営の基準に関する特例)

4 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第2条第4号の区分4、同条第5号の区分5又は同条第6号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合に限り、当該利用者については、第134条第3項の規定は、平成27年3月31日までの間、適用しない。

5 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、区分省令第2条第4号の区分4、同条第5号の区分5又は同条第6号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、当該利用者については、第134条第3項の規定は、平成27年3月31日までの間、適用しない。

(1)・(2) 省略

6 前2項の場合においては、第196条第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第4項又は第5項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。

（地域移行型ホームに関する特例）

7 この条例の施行の際現に基準省令附則第7条第2項の規定により入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業を行う者については、第198条第1項の規定にかかわらず、当該指定共同生活援助の事業を行う事業所において指定共同生活援助の事業を行う場合に限り、この条例の施行後においても指定共同生活援助の事業を行うことができる。

8 前項の規定により指定共同生活援助の事業を行う事業所（以下「地域移行型ホーム」という。）における指定共同生活援助の事業に係る第198条第2項の規定の適用については、同項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。

9 地域移行型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者（以下「地域移行型ホーム事業者」という。）は、利用者に対し、原則として、2年を超えて指定共同生活援助を提供してはならない。

10 地域移行型ホーム事業者は、利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が前項に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

11 地域移行型ホームにおける指定共同生活援助の事業に係る第201条において準用する第60条（第201条の10第1項において読み替えられる場合を含む。）の規定の適用については、第60条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第9項に定める期間内に附則第10項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

12 地域移行型ホーム事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するため、関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」という。）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

（指定共同生活援助の事業の特例）

13 指定共同生活援助事業者（平成18年10月1日前から入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、第198条第1項の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業を行うことができる。

14 指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日前から存する指定共同生活援助事業所において指定共同生活援助の事業を行う場合は、当該指定共同生活援助事業所の共同生活住居（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満

6 前2項の場合においては、第125条第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第4項又は第5項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。

（地域移行型ホームに関する特例）

7 この条例の施行の際現に基準省令附則第7条第2項の規定により入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行う者については、第127条第1項（第198条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該指定共同生活介護の事業等を行う事業所において指定共同生活介護の事業等を行う場合に限り、この条例の施行後においても指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

8 前項の規定により指定共同生活介護の事業等を行う事業所（以下「地域移行型ホーム」という。）における指定共同生活介護の事業等に係る第127条第2項（第198条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。

9 地域移行型ホームにおいて指定共同生活介護の事業等を行う者（以下「地域移行型ホーム事業者」という。）は、利用者に対し、原則として、2年を超えて指定共同生活介護又は指定共同生活援助（以下「指定共同生活介護等」という。）を提供してはならない。

10 地域移行型ホーム事業者は、利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の指定共同生活介護事業所若しくは指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が前項に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

11 地域移行型ホームにおける指定共同生活介護の事業等に係る第141条又は第201条において準用する第60条の規定の適用については、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第9項に定める期間内に附則第10項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

12 地域移行型ホーム事業者は、指定共同生活介護等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するため、関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」という。）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

（指定共同生活援助の事業の特例）

13 指定共同生活援助事業者（平成18年10月1日前から入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、第127条第1項（第198条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

14 指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日前から存する指定共同生活援助事業所において指定共同生活介護の事業等を行う場合は、当該指定共同生活援助事業所の共同生活住居（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満

たすべき設備に関する基準については、第198条第7項及び第8項の

規定にかかわらず、次に掲げる基準によることができる。

(1)・(2) 省略

15 省略

(旧精神障害者福祉ホーム等の設備の基準に関する経過措置)

16 平成18年10月1日前から存する法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第1項第3号の精神障害者福祉ホームであって、その設置者が平成18年10月1日から平成24年3月31日までの間に引き続き指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたもの(以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。)(平成18年10月1日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において行われる指定共同生活援助の事業について、第198条の規定を適用す

たすべき設備に関する基準については、第127条第6項及び第7項(これらの規定を第198条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、次に掲げる基準によることができる。

(1)・(2) 省略

(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所に関する経過措置)

15 指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日前から指定共同生活援助の事業を行う事業所のうち、次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めたものにおいて指定共同生活介護の事業を行う場合及び基準省令附則第13条の規定により知事が認めた事業所において指定共同生活介護の事業を行う場合に限り、平成27年3月31日までの間、当該事業所(以下「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」という。)に第125条第1項第2号に掲げる生活支援員及び同項第3号に掲げるサービス管理責任者を有しないことができる。

(1) 平成18年10月1日において居宅介護の支給決定を受けていた利用者が、同日以降引き続き入居していること。

(2) 生活支援員を置くことが困難であること。

16 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における指定共同生活介護の事業については、第141条において準用する第60条及び第134条第3項の規定は、適用しない。

17 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の管理者は、第141条において準用する第68条に規定する業務のほか、第133条に掲げる業務を行うものとする。

(経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所に関する経過措置)

18 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所において指定共同生活介護の事業等を一体的に行う指定共同生活援助事業所(以下「経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所」という。)については、平成27年3月31日までの間、第196条第1項第2号のサービス管理責任者を置かないことができる。

19 経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活援助の事業については、第201条において準用する第60条の規定は、適用しない。

20 経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所の管理者は、第201条において準用する第68条に規定する業務のほか、第201条において準用する第133条に掲げる業務を行うものとする。

21 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所のうち指定共同生活介護の事業等を一体的に行うもの及び経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活介護の事業等については、第15章の規定を準用する。

22 省略

(旧精神障害者福祉ホーム等の設備の基準に関する経過措置)

23 平成18年10月1日前から存する法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第1項第3号の精神障害者福祉ホームであって、その設置者が平成18年10月1日から平成24年3月31日までの間に引き続き指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたもの(以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。)(平成18年10月1日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において行われる指定共同生活介護の事業等について、第127条(第198条において準用する場合を含む。)の規定を適用す

る場合においては、当分の間、同条第7項 中「2人以上10人以下」とあるのは、「2人以上30人以下」とし、同条第8項第2号の規定は、政令附則第8条の2の厚生労働大臣が定める旧精神障害者福祉ホームに限り、当分の間、適用しない。

17 省略

18 省略

る場合においては、当分の間、第127条第6項中「2人以上10人以下」とあるのは、「2人以上30人以下」とし、同条第7項第2号の規定は、政令附則第8条の2の厚生労働大臣が定める旧精神障害者福祉ホームに限り、当分の間、適用しない。

24 省略

25 省略

(愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位(生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とすること。</p> <p>(a) i から iii までに掲げる<u>平均障害支援区分</u>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準省令」という。)第4条第1項第1号イ(2)の厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害支援区分</u>の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ i から iii までに定める数</p> <p>i <u>平均障害支援区分</u>が4未満 利用者(基準省令第4条第1項第1号イ(2)の厚生労働大臣が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。)の数を6で除して得た数</p> <p>ii <u>平均障害支援区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数</p> <p>iii <u>平均障害支援区分</u>が5以上 利用者の数を3で除して得た数</p> <p>(b) 省略</p> <p>b～d 省略</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>イ～エ 省略</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位(生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とすること。</p> <p>(a) i から iii までに掲げる<u>平均障害程度区分</u>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準省令」という。)第4条第1項第1号イ(2)の厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害程度区分</u>の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ i から iii までに定める数</p> <p>i <u>平均障害程度区分</u>が4未満 利用者(基準省令第4条第1項第1号イ(2)の厚生労働大臣が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。)の数を6で除して得た数</p> <p>ii <u>平均障害程度区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数</p> <p>iii <u>平均障害程度区分</u>が5以上 利用者の数を3で除して得た数</p> <p>(b) 省略</p> <p>b～d 省略</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>イ～エ 省略</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>2・3 省略</p>

(愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の配置の基準）</p> <p>第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章、第5章及び附則第2項において同じ。）<u>、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</u></p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位（生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条及び附則第2項において同じ。）ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の<u>平均障害支援区分</u>（基準省令第39条第1項第3号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害支援区分</u>の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数とすること。</p> <p>(ア) <u>平均障害支援区分</u>が4未満 利用者の数を6で除して得た数以上</p> <p>(イ) <u>平均障害支援区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上</p> <p>(ウ) <u>平均障害支援区分</u>が5以上 利用者の数を3で除して得た数以上</p> <p>イ～エ 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>（職員の員数等の特例）</p> <p>第89条 省略</p> <p>2 前条第4項後段の規定により多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第39条第1項第3号工、<u>第52条第1項第2号工</u>、第59条第1項第2号並びに第87条において準用する第74条第1項第2号の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第1号に掲げる利用者の数を6で除して得た数及び第2号に掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上とすることができる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>3 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（生活介護事業所の職員の配置の基準に関する特例）</p> <p>2 当分の間、基準省令附則第3条第1項第1号の厚生労働大臣が定める者（以下この項において「厚生労働大臣が定める者」という。）に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第39条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。</p>	<p>（職員の配置の基準）</p> <p>第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章、第5章及び附則第2項において同じ。）<u>、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</u></p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位（生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条及び附則第2項において同じ。）ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の<u>平均障害程度区分</u>（基準省令第39条第1項第3号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害程度区分</u>の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数とすること。</p> <p>(ア) <u>平均障害程度区分</u>が4未満 利用者の数を6で除して得た数以上</p> <p>(イ) <u>平均障害程度区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上</p> <p>(ウ) <u>平均障害程度区分</u>が5以上 利用者の数を3で除して得た数以上</p> <p>イ～エ 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>（職員の員数等の特例）</p> <p>第89条 省略</p> <p>2 前条第4項後段の規定により多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第39条第1項第3号工、<u>第52条第1項第2号</u>、第59条第1項第2号並びに第87条において準用する第74条第1項第2号の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第1号に掲げる利用者の数を6で除して得た数及び第2号に掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上とすることができる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>3 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（生活介護事業所の職員の配置の基準に関する特例）</p> <p>2 当分の間、基準省令附則第3条第1項第1号の厚生労働大臣が定める者（以下この項において「厚生労働大臣が定める者」という。）に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第39条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。</p>

<p>(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の<u>平均障害支援区分</u>に応じ、それぞれアからウまでに定める数</p> <p>ア <u>平均障害支援区分</u>が4未満 利用者の数を6で除して得た数</p> <p>イ <u>平均障害支援区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数</p> <p>ウ <u>平均障害支援区分</u>が5以上 利用者の数を3で除して得た数</p> <p>(2) 省略</p>	<p>(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の<u>平均障害程度区分</u>に応じ、それぞれアからウまでに定める数</p> <p>ア <u>平均障害程度区分</u>が4未満 利用者の数を6で除して得た数</p> <p>イ <u>平均障害程度区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数</p> <p>ウ <u>平均障害程度区分</u>が5以上 利用者の数を3で除して得た数</p> <p>(2) 省略</p>
---	---

（愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第58号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の配置の基準）</p> <p>第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位（生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、常勤換算方法で、</p> <p>(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とすること。</p> <p>(a) i から iiiまでに掲げる<u>平均障害支援区分</u>（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。）第11条第1項第2号イ⁽²⁾の厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害支援区分</u>の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ i から iiiまでに定める数</p> <p>i <u>平均障害支援区分</u>が4未満 利用者（基準省令第11条第1項第2号イ⁽²⁾の厚生労働大臣が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。）の数を6で除して得た数</p> <p>ii <u>平均障害支援区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数</p> <p>iii <u>平均障害支援区分</u>が5以上 利用者の数を3で除して得た数</p> <p>(b) 省略</p> <p>b～d 省略</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>イ・ウ 省略</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>（職員の配置の基準）</p> <p>第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位（生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、常勤換算方法で、</p> <p>(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とすること。</p> <p>(a) i から iiiまでに掲げる<u>平均障害程度区分</u>（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。）第11条第1項第2号イ⁽²⁾の厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害程度区分</u>の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ i から iiiまでに定める数</p> <p>i <u>平均障害程度区分</u>が4未満 利用者（基準省令第11条第1項第2号イ⁽²⁾の厚生労働大臣が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。）の数を6で除して得た数</p> <p>ii <u>平均障害程度区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数</p> <p>iii <u>平均障害程度区分</u>が5以上 利用者の数を3で除して得た数</p> <p>(b) 省略</p> <p>b～d 省略</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>イ・ウ 省略</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>2・3 省略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する第3条の規定による改正前の愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧指定障害福祉サービス基準条例」という。)第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所並びに旧指定障害福祉サービス基準条例第204条に規定する一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所は、この条例の施行後最初のこれらの事業所の第3条の規定による改正後の愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。)第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第41条第1項の指定の更新(以下「指定の更新」という。)がされるまでの間は、新指定障害福祉サービス基準条例第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に存する旧指定障害福祉サービス基準条例第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所(以下「旧指定共同生活援助事業所」という。)は、この条例の施行後最初の当該旧指定共同生活援助事業所の新指定障害福祉サービス基準条例第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者に係る指定の更新がされるまでの間は、同項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなす。この場合における新指定障害福祉サービス基準条例第201条の8第1項の規定の適用については、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。
- 4 旧指定共同生活援助事業所において、この条例の施行の日以後引き続き新指定障害福祉サービス基準条例第201条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合における新指定障害福祉サービス基準条例第201条の4第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。

○愛媛県条例第21号

愛媛県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

愛媛県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例(平成21年愛媛県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
2 この条例は、 <u>平成27年12月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>平成26年12月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第22号

愛媛県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

愛媛県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例(平成21年愛媛県条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
2 この条例は、 <u>平成27年12月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>平成26年12月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第23号

愛媛県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のように公布する。

平成26年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条 第4条）

第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3章 運営に関する基準（第7条 第32条）

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）

第5章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定等を行うことができる者並びに指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用使用する用語は、法で使用使用する用語の例による。

（指定居宅介護支援事業者の指定等を行うことができる者）

第3条 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。

（基本方針）

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、当該利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、当該利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス等の事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業を運営するに当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者が当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに有すべき介護支援専門員（指定居宅介護支援の提供に当たる者に限る。次条第2項を除き、以下同じ。）の員数は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

2 前項の介護支援専門員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

（管理者）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かななければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員でなければならない。

3 指定居宅介護支援事業所の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 当該管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、利用申込者又はその家族の理解を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難である場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められたときは、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者の要介護認定に係る申請について、当該利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者が受けている要介護認定の更新の申請が遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費が利用者に代わり当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際に利用者から支払を受ける利用料(居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、提供する指定居宅介護支援の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させること。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにすること。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、利用者が居住する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を居宅サービス計画上に位置付けるよう努めること。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、利用者が居住する地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供すること。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)を行うこと。
- (7) 介護支援専門員は、アセスメントを行うに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接すること。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、並びに利用者の家族の希望及び利用者の居住

する地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。

- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により当該意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成したときは、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等と継続的に連絡を行うこと等による当該居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- (13) 介護支援専門員は、モニタリングを行うに当たっては、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接するとともに、モニタリングの結果を記録すること。
- (14) 介護支援専門員は、利用者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により当該意見を求めることができるものとする。
- (15) 第3号から第11号までの規定は、第12号の居宅サービス計画の変更について準用する。
- (16) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認めるとき、又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望するときは、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。
- (17) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院し又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合は、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。
- (18) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めること。
- (19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては当該医療サービスに係る主治の医師又は歯科医師の指示がある場合に限りこれを行い、居宅サービス計画に医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては当該指定居宅サービス等に係る主治の医師又は歯科医師の医学的観点からの留意事項が示されている場合は、当該留意事項を尊重してこれを行うこと。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するとともに、当該利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間の日数のおおむね半数を超えないようにすること。
- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を当該居宅サービス計画に記載すること。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載すること。
- (23) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に認定審査会意見又は法第37条第1項前段の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合は、利用者による趣旨及び当該指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類の変更の申請をすることができることを説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成すること。
- (24) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合は、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。
- (25) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援の業務を適正に行うことができるよう配慮すること。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託している場合）にあっては、当該連合会。次項において同じ。）に対し、居宅サービス計画に位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理

受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村に対し、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援の事業を行う者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合又は利用者からの申出があった場合は、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が、正当な理由なく介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（管理者の業務）

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（設備及び備品等）

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（従業者の健康管理）

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

（掲示）

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しておかななければならない。

（秘密保持等）

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

（広告）

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について、虚偽の又は誇大な広告をしてはならない。

（居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等）

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等

によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(以下「指定居宅介護支援等」という。)に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力しなければならない。この場合において、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指定居宅介護支援事業者は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る苦情の連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に係る利用者からの苦情に関して連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力しなければならない。この場合において、自ら提供した指定居宅介護支援に関して連合会から同号の指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、連合会から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備及び保存)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第33条 第4条、第2章及び前章(第29条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費が利用者に代わり当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(規則への委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- (記録の保存に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前に完結した指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の提供に関する記録(この条例の施行の日において当該完結した日から2年を経過していないものを除く。)の保存に係る第32条第2項(第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「5年間」とあるのは、「2年間」とすることができる。
- (愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)
- 3 愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第62号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(愛媛県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年愛媛県条例第23号)第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>

○愛媛県条例第24号

愛媛県漁業取締船代船建造基金条例を次のように公布する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県漁業取締船代船建造基金条例

(設置)

第1条 漁業取締船の建造に要する経費の財源に充てるため、漁業取締船代船建造基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の経費の財源に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例は、平成28年 3月31日限り、その効力を失う。

○愛媛県条例第25号

県立学校における授業料その他の費用の徴収条例及び県立高等学校における通信教育入学科及び聴講料の徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

県立学校における授業料その他の費用の徴収条例及び県立高等学校における通信教育入学科及び聴講料の徴収条例の一部を改正する条例

(県立学校における授業料その他の費用の徴収条例の一部改正)

第1条 県立学校における授業料その他の費用の徴収条例(昭和23年愛媛県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 県立学校における授業料_____</p> <p>_____その他の費用については、別に定めるものの</p>	<p>第1条 県立学校における授業料(高等学校の専攻科に係るものに</p> <p>限る。以下同じ。)その他の費用については、別に定めるものの</p>

ほか、この条例の定めるところによりこれを徴収する。

第2条 授業料の額は、次のとおりとする。

高等学校	全日制の課程	年額	118,800円
	定時制の課程		
	単位制による課程	年額	32,400円
	以外の課程		
	単位制による課程	1単位につき	1,740円
	専攻科	年額	118,800円
中等教育学校の後期課程	年額		118,800円

2 前項の規定にかかわらず、高等学校の単位制による定時制の課程又は通信制の課程に在学する者が高等学校の全日制の課程又は単位制による定時制の課程以外の定時制の課程において一部の科目を履修する場合の授業料の額は、1単位につき1,740円とする。

第3条 授業料は、月割により、次の各号に掲げる期間に係る分を、当該各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める期限までに納付しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、前納することができる。

- (1) 4月から6月まで 7月15日
- (2) 7月から9月まで 10月15日
- (3) 10月から12月まで 翌年1月15日
- (4) 1月から3月まで 3月15日（最終学年の者にあつては、2月15日）

2 年度の途中で入学した者の授業料は、入学の月から月割により納付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、年度の途中で卒業し、退学し、又は県立学校以外の学校へ転学する者の授業料は、月割により、卒業、退学又は転学の月までの分を、当該卒業、退学又は転学の日までに納付しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、高等学校の単位制による定時制の課程の授業料及び前条第2項の授業料は、履修科目の受講の承認を受けた後速やかに納付しなければならない。

第8条 高等学校の単位制による定時制の課程の聴講料の額は、1単位につき1,740円とする。

2 省略

第11条 省略

2 前項に定めるもののほか、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条の認定の申請をした者に対しては、当該申請に対する処分がされるまでの間は、授業料の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

3 第1項に定めるもののほか、正当の事由により全月寄宿しない者に対しては、その月分の寄宿舎使用料を免除することができる。

ほか、この条例の定めるところによりこれを徴収する。

第2条 授業料の額は、年額118,800円とする。

第3条 授業料は、月割により毎月15日

までに納付しなければならない。但し 特別の事情がある場合は、前納することができる。

2 年度の途中で入学した者の授業料は、入学の月から月割により納付するものとし、入学の月の授業料は、入学の際これを納付しなければならない。

第8条 高等学校の単位制による定時制の課程の聴講料額は、1単位につき1,750円とする。

2 省略

第11条 省略

2 前項に定めるもののほか、正当の事由により全月寄宿しない者に対しては、その月分の寄宿舎使用料を免除することができる。

（県立高等学校における通信教育入学料及び聴講料の徴収条例の一部改正）

第2条 県立高等学校における通信教育入学料及び聴講料の徴収条例（昭和24年愛媛県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
県立高等学校における通信教育入学料、 <u>受講料</u> 及び聴講料の徴収条例	県立高等学校における通信教育入学料 _____ 及び聴講料の徴収条例

第1条 県立高等学校における通信教育入学料、受講料及び聴講料は、この条例の定めるところにより徴収する。

第3条 受講料及び聴講料は、1単位につき336円とする。

第3条の2 定時制の課程に在学する者で通信教育の科目を受講するものうち、教育長が指定した者は、通信教育の入学料及び受講料の免除を受けることができる。

第4条 災害その他やむを得ない事情により学費の支弁が困難な者に対しては、学校長の内申に基づき教育長の認定によつて、入学料又は受講料の全部又は一部を免除することができる。

第5条 入学料は入学の際、受講料は履修科目の受講の承認を受けた後速やかに、聴講料は聴講の許可を受けた後速やかにこれを納付しなければならない。

第5条の2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条の認定の申請をした者に対しては、当該申請に対する処分がされるまでの間は、受講料の徴収を猶予することができる。

第1条 県立高等学校における通信教育入学料_____及び聴講料は、この条例の定めるところにより徴収する。

第3条 _____聴講料は、1単位につき330円とする。

第3条の2 定時制の課程に在学する者で通信教育の科目を受講するものうち、教育長が指定した者は、通信教育の入学料_____の免除を受けることができる。

第4条 災害その他やむを得ない事情により学費の支弁が困難な者に対しては、学校長の内申に基づき教育長の認定によつて、入学料_____の全部又は一部を免除することができる。

第5条 入学料は入学の際_____、聴講料は聴講の許可を受けた後速やかにこれを納付しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（県立学校における授業料その他の費用の徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の県立学校における授業料その他の費用の徴収条例第2条の規定は、平成25年度以前に高等学校（専攻科に限る。）に入学した者並びに平成26年度以後に高等学校に入学する者及び中等教育学校の後期課程に進級し、又は第4学年に編入学する者に係る授業料の額について適用する。

（県立高等学校における通信教育入学料及び聴講料の徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第2条の規定による改正後の県立高等学校における通信教育入学料、受講料及び聴講料の徴収条例第3条の規定中受講料に関する部分は、平成26年度以後に高等学校の通信制の課程に入学する者に係る受講料について適用する。

○愛媛県条例第26号

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県学校職員定数条例（昭和32年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定数）	（定数）
第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。	第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。
(1) 県立学校の職員 <u>3,817人</u>	(1) 県立学校の職員 <u>3,845人</u>
(2) 市町立学校の職員 <u>8,589人</u>	(2) 市町立学校の職員 <u>8,698人</u>
計 <u>12,406人</u>	計 <u>12,543人</u>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第27号

愛媛県警察職員賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県警察職員賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例

愛媛県警察職員賞じゆつ金授与条例（昭和42年愛媛県条例第25号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（賞じゆつ金の種類等）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 殉職者特別賞じゆつ金は、職員が、上官の命を受けて特に生命の危険が予想される地域に出動し、危害を加えられ、又は災害を被ることが予断できるにもかかわらず、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行したことに基づいて危害又は災害を受けた結果死亡し、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）第2条第2項に該当して警察勲功章を授与された場合において授与するものとし、その額は、<u>6,000万円</u>以下とする。</p> <p>3～6 省略</p> <p>7 職員が、特に生命の危険が予想される地域に出動し、危害を加えられ、又は災害を被ることが予断できるにもかかわらず、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行したことに基づいて危害又は災害を受けた結果、前3項の場合に該当することとなつたときにおける賞じゆつ金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に当該額の10割以内の額を加算した額とすることができる。</p>	<p>（賞じゆつ金の種類等）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 殉職者特別賞じゆつ金は、職員が、上官の命を受けて特に生命の危険が予想される地域に出動し、危害を加えられ、又は災害を被ることが予断できるにもかかわらず、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行したことに基づいて危害又は災害を受けた結果死亡し、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）第2条第2項に該当して警察勲功章を授与された場合において授与するものとし、その額は、<u>3,000万円</u>以下とする。</p> <p>3～6 省略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第28号

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県警察関係事務手数料条例（平成12年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～26の4 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>26の5 道路交通法第51条の13第1項第1号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習</td> <td>駐車監視員資格者講習手数料</td> <td style="text-align: center;"><u>20,000円</u></td> </tr> <tr> <td>26の6～29 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29の2 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30～64 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	事 務	名 称	金 額	1～26の4 省略			26の5 道路交通法第51条の13第1項第1号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習	駐車監視員資格者講習手数料	<u>20,000円</u>	26の6～29 省略			29の2 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査	省略		30～64 省略			<p>別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～26の4 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>26の5 道路交通法第51条の13第1項第1号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習</td> <td>駐車監視員資格者講習手数料</td> <td style="text-align: center;"><u>19,000円</u></td> </tr> <tr> <td>26の6～29 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29の2 道路交通法第89条第2項の規定に基づく検査</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30～64 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	事 務	名 称	金 額	1～26の4 省略			26の5 道路交通法第51条の13第1項第1号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習	駐車監視員資格者講習手数料	<u>19,000円</u>	26の6～29 省略			29の2 道路交通法第89条第2項の規定に基づく検査	省略		30～64 省略		
事 務	名 称	金 額																																			
1～26の4 省略																																					
26の5 道路交通法第51条の13第1項第1号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習	駐車監視員資格者講習手数料	<u>20,000円</u>																																			
26の6～29 省略																																					
29の2 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査	省略																																				
30～64 省略																																					
事 務	名 称	金 額																																			
1～26の4 省略																																					
26の5 道路交通法第51条の13第1項第1号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習	駐車監視員資格者講習手数料	<u>19,000円</u>																																			
26の6～29 省略																																					
29の2 道路交通法第89条第2項の規定に基づく検査	省略																																				
30～64 省略																																					

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表29の2の項の改正規定は、道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）の施行の日から施行する。

○愛媛県条例第29号

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第 5 条 省略</p> <p>第 6 条 省略</p> <p>第 7 条 省略</p> <p>第 8 条 省略</p>	<p>(資本剰余金の取崩し)</p> <p>第 5 条 資本剰余金に整理すべき資金(資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)に限る。)をもつて取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあつては、その適正な見積価額をいう。)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うものうち、減価償却を行わなかつた部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。</p> <p>第 6 条 省略</p> <p>第 7 条 省略</p> <p>第 8 条 省略</p> <p>第 9 条 省略</p>

附 則

この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第30号

愛媛県家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推進条例を次のように公布する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推進条例

県民一人一人が尊重され、安全に安心して暮らすことができる社会の実現は、県民全ての願いであり、社会全体の責務でもある。

ところが、暴力と虐待は、決して許されない人権侵害であり、特に、自立が困難である者に対する暴力と虐待は、個人の尊厳を害し、心と体に大きな傷を残すばかりか、尊い生命をも奪う重大な犯罪となるおそれのある行為であるにもかかわらず、社会の基盤であり、心のよりどころとなる家庭において、配偶者、児童、高齢者及び障害者への暴力や虐待が発生しており、深刻な社会問題となっている。

このような状況を改善するためには、県民一人一人が「暴力と虐待は社会全体の問題である」との共通認識を持ち、地域社会、市町、県、行政機関、民間団体などが相互に連携して、県民総ぐるみで暴力と虐待の防止、被害者の保護及び被害者等の支援に取り組むことが必要であり、特に、住民の生活を守る身近な行政主体である市町と、市町を広域的な観点から支援する県とが、適切な役割分担の下に取り組むことが重要である。

ここに、暴力と虐待の根絶に取り組むことにより、県民一人一人が尊重され、安全に安心して暮らすことができる社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、家庭における配偶者、児童、高齢者及び障害者(以下「配偶者等」という。)に対する暴力及び虐待(以下「家庭内暴力等」という。)の防止並びに家庭内暴力等を受けた者(以下「被害者」という。)の保護並びに被害者及びその保護者又は養護者の支援(以下「被害者の保護等」という。)に関し、基本理念を定め、並びに県、市町、県民、事業者及び関係機関(関係行政機関、保健医療関係者、社会福祉関係者その他家庭内暴力等の防止及び被害者の保護等に関係する者をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、家庭内暴力等の防止及び被害者の保護等に関する施策を総合的に推進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 家庭内暴力等の防止及び被害者の保護等は、家庭内暴力等の根絶が家庭における個人的な問題ではなく、社会全体で解決すべき課

題であるという認識の下に行われなければならない。

2 家庭内暴力等の防止及び被害者の保護等は、県、市町、県民、事業者及び関係機関が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

3 被害者の保護等は、被害者の意思が尊重されること、及び被害者の立場に立った支援を切れ目なく行うことを基本として行われなければならない。

4 被害者の保護等は、被害者が再び安全に安心して生活することができるようになるまで行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、家庭内暴力等の防止及び被害者の保護等に関する施策(以下「暴力防止等施策」という。)を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、暴力防止等施策の実施に当たっては、国、市町及び関係機関と緊密に連携するとともに、県民及び事業者の協力を促すために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市町の責務)

第4条 市町は、被害者からの相談及び家庭内暴力等に関する通報を受け付け、並びに被害者に対する支援を切れ目なく行うための総合的な体制を構築するよう努めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、市町は、基本理念にのっとり、県及び関係機関と連携して暴力防止等施策の推進に努めるものとする。

(県民等の責務)

第5条 県民及び事業者は、家庭内暴力等の防止及び被害者の保護等について理解を深めるよう努めるとともに、基本理念にのっとり、地域において相互に協力し、家庭内暴力等のない社会づくりに努めるものとする。

2 県民及び事業者は、県又は市町が実施する暴力防止等施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の責務)

第6条 関係機関は、基本理念にのっとり、県又は市町と連携して、それぞれの立場で家庭内暴力等の防止及び被害者の保護等に努めるものとする。

(市町への支援)

第7条 県は、市町に対し、暴力防止等施策の実施に関し必要な情報の提供、助言等を行うものとする。

(意見の聴取等)

第8条 県は、暴力防止等施策を推進するため、市町、学識経験のある者等の意見を聴く機会を設けるとともに、その意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(啓発活動)

第9条 県は、家庭内暴力等の防止及び被害者の保護等に関する県民及び事業者の意識の向上を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(公表)

第10条 県は、毎年度、家庭内暴力等の発生の状況並びに家庭内暴力等に関する相談及び通報の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、暴力防止等施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第31号

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例(平成23年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>愛媛県議会議員の議員報酬月額、県議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例(昭和23年愛媛県条例第30号)第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額からその100分の5に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同項に定める額とする。</p>	<p>愛媛県議会議員の議員報酬月額、県議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例(昭和23年愛媛県条例第30号)第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額からその100分の10に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同項に定める額とする。</p>

附 則

2 この条例は、平成27年 4月29日限り、その効力を失う。

附 則

2 この条例は、平成26年 3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第32号

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成26年 3月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例

愛媛県議会委員会条例（昭和29年愛媛県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（常任委員会）</p> <p>第 1 条 愛媛県議会に次の常任委員会を置き、その所管に属する事務の調査を行ない、議案、請願、陳情等を審査する。</p> <p><u>(1) 総務企画国体委員会</u></p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>（常任委員会の所管）</p> <p>第 2 条 各常任委員会の所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務企画国体委員会</u></p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ <u>えひめ国体推進局の所掌に属する事項</u></p> <p>エ 省略</p> <p>(2)～(6) 省略</p>	<p>（常任委員会）</p> <p>第 1 条 愛媛県議会に次の常任委員会を置き、その所管に属する事務の調査を行ない、議案、請願、陳情等を審査する。</p> <p>(1) <u>総務企画委員会</u></p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>（常任委員会の所管）</p> <p>第 2 条 各常任委員会の所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務企画委員会</u></p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 省略</p> <p>(2)～(6) 省略</p>

附 則

1 この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。

2 この条例施行の際、総務企画委員会委員に選任されている者は、総務企画国体委員会委員に選任されたものとみなす。